

第四章 村の生活と文化

第一節 寺社と信仰

112 (一五九〇)
 天正十八年三月 真鶴村仏光山発心寺由来記

仏光山由来記

夫以七仏之求法所説者依_テ地求_レ果_ニ皆是非_レ無_ニ因縁_一云
 云于此_ニ日域扶桑大日本国関東海道中相模国足柄下郡_一
 南海之辺_ニ一鄙里_一所謂_ニ号_ニ真名鶴_一 頗_リ在_ニ一山_一
 一_一字_一鎮_一西末_一派之精舎見_一生即_一無_一生之道場也然則昔_一
 日欲_レ知_ニ寺院開闢之由致_ニ何御_一字令_ニ築_ニ寺_一院_一地_一形_一
 歟更_レ知_ニ江南江北厥_一初開_ニ于茲_一仲頃人皇百六代帝後
 奈良院御宇弘_一治元乙卯曆当国鎌倉_ニ天照山光明蓮華
 院_一令_ニ嗣法相統_一有_ニ知道_一々徳沙門_一謂_ニ号_ニ專蓮社念蒼貞嚴
 大和尚_一將仲春日曾_ニ為_ニ回國弘通_一為_ニ此浦_一江_一臨_一且休_ニ
 当郷軍地蔵之傍石_一心_一安_一良久_一工夫誰察_レ之_ニ号_一于此亦
 于里_一人有_ニ山崎氏_一人_一奉_レ見_ニ行脚僧_一正聖_一発_ニ慈_一眼_一生_ニ

野人敬_一心_一之_一心_一地_一終言_ニ行脚僧_一曰_ニ為此_一車地蔵之山_一上有_ニ
 無住_一一字_一至_レ彼_一今_一宵_一旅_一宿_一給_ニ誠_一彼僧不_レ淺_一怡悦_一
 歛_一喜而以_ニ彼_一至_レ寺宿_一給_ニ律_一彼俗引_ニ率里_一人_一三五_一而_ニ臻_一
 彼和尚_一与_ニ野人_一同_一座_一終夜語_ニ四方_一于此和尚_ニ為_ニ優婆塞_一
 難穢_一土欣_一求_ニ浄_一土之説_一浄法_一給_ニ野人_一豁_ニ然而証_一深
 心_一帰_一依_ニ渴仰_一而不_レ得_レ止_一頻_ニ此地_一請_ニ住_一在_ニ給_一乎師事_一
 垂_ニ憐_一愍_一教_ニ此而有縁度生之地_一感_ニ得_一為_ニ撰_一物利_一生_一
 留_ニ步_一行_一令_ニ蒙_一結縁_一給_ニ盛_一詠_一日蒙_レ説_ニ化_一開_ニ遶_一掲_一仰
 恰_ニ為_一如_一新_一仏_一每日説_ニ戒教_一示_ニ勸化_一聽聞_ニ之衆_一類_ニ近里_一之_一民族
 多少_一如_ニ説_一修_一行者_ニ称_ニ名_一念_一仏_一而_ニ西方_一之_一修_ニ定業_一欲_ニ蒙_一往
 生_一奇瑞_一故在_ニ住_一多_一月不_レ経_ニ同年_一至_ニ中秋_一選_ニ吉辰_一伐_ニ
 集_一諸_ニ竹木_一新建_ニ立_一仏_一閣_一翌_ニ年_一庫裏_一建造_ニ然_一昔日在_ニ仏
 之本尊_一阿弥陀如来_一御長四寸有余_一木仏坐像也矣_一皆_ニ永禄元戊午年_一再興_ニ而_一以_ニ
 奉_一安_ニ置_一閣_一殿_一將_ニ次_一金_一仏_一葉_ニ師_一如来_一申_ニ伝_一也_一則_ニ安_一置_ニ内_一仏_一懸_ニ絵_一
 然_ニ燈_一散_一花_一焼_ニ香_一誦_ニ経_一念_一仏_一六_一時_一勤_ニ行_一無_ニ怠_一奇_一哉_一同年霜
 雪夜_一仏前_一通_ニ夜_一時_一正_一忝_一仏_一有_ニ靈瑞_一奉_ニ見_一照_一耀_一玉_一コト
 陀如来_一光明_一遍_ニ三千大千世界_一瑞_ニ夢_一敬_ニ覺_一而_ニ身毛_一余_一起_ニ咽_一
 随喜_一之_一涙_一凝_ニ瑞_一夢_一心_一問_ニ不_レ廢_一亡_一思_ニ惟_一因_ニ可_一改_一山_一号_一

額^ヲ將^ム任^シ靈^ノ夢^ヲ光明^ト山^ト号^号与^ト仏^ノ光^ト山^ト拜^シ書^シ而^カ何^カ寺院^ノ相^シ応^ス之^ノ山^ノ号^号
 乎^ヲ以^テ御^ノ闔^ヲ可^レ定^ス疑^ニ意^ヲ自^ラ黃^ノ昏^ノ入^リ内^ニ訊^ク頂^ニ礼^ス仏^ノ足^ヲ
 席^ノ厥^ノ夜^ニ不^レ睡^リ臥^シ称^シ名^ヲ念^フ仏^ノ如^シ弘^ノ私^ノ頭^ヲ燃^ツ則^チ至^リ清^ニ旦^ニ以^テ
 厚^ニ布^ヲ塞^シ閉^シ双^ノ眼^ヲ而^{シテ}念^フ結^シ意^ヲ古^ノ仏^ノ任^シ手^ヲ仏^ノ意^ヲ我^ノ授^ケ
 当^ニ山^ノ仏^ノ法^ノ繁^ニ榮^ニ額^ヲ給^{ヘト}臆^ニ念^ヲ而^{シテ}御^ノ闔^ヲ求^ム探^リ則^チ奉^レ披^レ覽^ス仏^ノ光^ト
 山^ト誠^ニ歛^ニ喜^ニ踊^リ躍^シ至^リ信^ニ稽^首九^ノ拜^ス而^{シテ}号^ス仏^ノ光^ト山^ト云^フ云^フ曾^テ上^リ
 世^ニ爲^ス法^ノ身^ノ院^ノ書^ニ文^ノ字^ヲ書^キ替^ヘ爲^ス発^ス心^ノ寺^ノ事^ヲ有^リ由^リ乎^ニ云^フ云^フ吁^ヲ
 嗟^ニ誠^ニ内^ニ外^ニ二^ノ典^ノ之^ヲ納^メ僧^ノ智^ノ道^ヲ々^々德^ヲ自^ラ門^ノ化^ス家^ノ異^ニ也^{ナリ}正^ニ在^リ住^ニ三^ノ十^ノ
 有^リ九^ノ年^ヲ撰^リ物^ノ利^ヲ生^シ超^ス過^リ世^ノ間^ヲ比^シ丘^{々々}尼^ノ優^ニ婆^ニ寒^ニ優^ニ婆^ニ夷^ニ
 如^シ門^ノ前^ニ成^リ市^ノ鳴^リ呼^ビ悲^シ哉^{ナリ}既^ニ尽^ス機^ノ緣^ノ薪^ヲ將^リ天^ノ正^ノ十^ノ有^リ八^ノ年^ヲ弥^ス
 生^シ下^リ旬^ノ日^ヲ異^ニ眼^ノ色^ヲ常^ニ且^ツ有^リ微^ニ疾^ニ門^ノ弟^ノ等^ノ師^ノ之^ヲ悲^ニ哭^ニ病^ニ
 衰^ニ雖^レ進^ニ療^ニ医^ニ更^ニ不^レ信^ニ用^ニ給^ヘ蓋^ニ臨^ニ終^ニ三^ノ日^ヲ以^テ前^ニ
 令^レ知^ニ寂^ニ時^ノ日^ヲ給^ヘ口^ノ称^シ念^フ仏^ノ号^ヲ不^レ異^ニ念^フ情^ヲ常^ニ清^ニ明^ニ初^ニ
 日^ヲ清^ニ旦^ニ刻^ニ忝^ニ青^ニ天^ノ白^ニ日^ヲ而^{シテ}空^ニ施^ス紫^ノ雲^ヲ虛^ニ聽^ニ音^ヲ樂^ヲ室^ノ
 内^ニ薰^ニ異^ニ香^ヲ拜^シ仏^ノ光^ヲ在^リ世^ニ八^ノ十^ノ有^リ三^ノ歳^ヲ而^{シテ}入^リ寂^ニ給^ヘ畢^ス嗚^ニ呼^ニ悲^ニ哉^{ナリ}
 苾^ノ弟^ノ并^ニ結^シ緣^ヲ道^ヲ俗^ヲ等^ニ湿^ニ紅^ノ淚^ヲ黒^ノ染^ヲ袖^ヲ誠^ニ不^レ異^ニ大^ノ師^ノ入^リ涅槃^ニ
 之^ノ日^ヲ乎^ニ皆^ニ天^ノ正^ノ十^ノ有^リ八^ノ年^ヲ三^ノ月^ヲ朔^ノ日^ヲ午^ノ正^ニ中^ニ葬^ス送^ス儀^ヲ式^ヲ畢^ス此^ノ
 弟^ノ子^ノ比^シ丘^ノ某^ノ申^ス等^ノ爲^ス師^ノ之^ヲ報^ス恩^ヲ中^ニ陰^ノ間^ノ筆^ヲ記^ス訖^ス謹^ニ而^{シテ}恐^ニ誠^ニ々^々

敬白

于時天正十八庚寅年

桃浪日

仏光山由来記畢ス

(真鶴 発心寺藏「当寺由来記」)

当寺一代住 貞譽貞判
 上州倉金 報譽貞龍判
 浄福寺

真鶴村の浄土宗仏光山亀宝院発心寺は、弘治元年（一五五五）に念譽貞巖によって創建されたと伝えられる。この由来記は、貞巖の入寂（死去）にあたって、発心寺の創建に関する貞巖の事績を記したものである。鎌倉の光治寺で嗣法を受けた貞巖は、諸国行脚の後、真鶴の無住の寺（法身院と号したという）に住んで布教活動に努め、周辺の人々の信仰を集めて、この地に発心寺を創建したという。その他由来記には、仏閣・本尊の建立や再建、山号および寺号の由来、貞巖の入寂時のようすが記されている。なお、後略した部分には、「当寺開山以下代々建立次第」として、開山貞巖から十九世栄山にいたるまでの歴代住職の事績が書き上げられて

おり、この全文については、『真鶴町指定重要文化財総覧』
下巻に収録されている。

113 (六一〇) 慶長十五年三月 大雄山報恩禅院塔頭職につき岩村

瀧門寺への内書

謹言上 抑 大雄山報恩禅院主塔職之事、来々壬子歳
相当貴寺之輪次候、任先規可有御入院者也、仍内書旨如
件、恐惶敬白

岩 慶長十五庚戌稔三月十九日 原鉤(花押)

進上 龍門寺

衣鉢閣下

(岩 瀧門寺蔵)

114 (六一一) 慶長十六年八月 大雄山報恩禅院塔頭職につき岩村

瀧門寺への請状

襲言上 抑 大雄山報恩禅院塔司職之事、来壬子歳相
当貴寺御輪次之条、任先例可有御入院者也、仍請状如
件、恐惶頓首敬白

岩 慶長十六辛亥歳南呂十九日 嶺渚(花押)

進上 龍門寺

衣鉢閣下

(岩 瀧門寺蔵)

報恩院は、西相模地方における曹洞宗の法源地である大雄
山最乗寺(現南足柄市)の塔頭の一つで、同寺五世の春屋に
よって創建された寺である。最乗寺ならびに塔頭報恩院・大
慈院の三院では、それぞれに門派の寺院が一年交代で住持職
を務める輪住(輪次)制がしかれていた。報恩院では、永正
十三年(一五一六)以降、春屋門下の七派(春屋七派)によ
って輪住が行われてきたという。史料113は、瀧門寺に対して
輪住の内意を伝えたものであり、史料114は正式に住持職を要
請したものである。前者を内書、後者を請状といい、通常は
この後輪住寺院からの返書が遣わされることになっていた。

最乗寺蔵の「報恩院前住帳」によれば、瀧門寺が輪住を務め
たのは慶長十八年となっているが、いずれにしろ、天正元年
(一五七三)の創建と伝えられる瀧門寺が、実山派の一派と
して報恩院の輪住を務めたのは、これが最初のことであつた

『南足柄市史』8 參照。

115
慶安三年三月 僧風外筆の真鶴村貴宮大明神縁起
(六五〇)

貴宮大明神縁起^(起)

夫以於扶桑國中關東道八箇国之内相州大住郡足柄下於真
名鶴在^(三五五)処文和改元壬辰年六月十五日此渚辺掛錦帆流船一
艘洵来也茲時平井淨玄入道押寄奉取揚以委細視船底木像
古仏形十体余並破書一通在焉欲閱此書物有滅字無分曉也
拾有字言詞一々誦連而見破焉無別儀矣於異国常葉国而這
古仏為崇廟靈仏不思議十万里程之波上流来也守揚而後仏
乎神乎千方百面民如向夢中真体無弁而農夫皆一舌為朽木
徒欲捨却耳而淨玄或使神子或請託^(託)宣感出而以合古文具閱
之今風知得這書趣根本廬舎那報身御遺像之沙汰在明鏡然
則実崇人者可為仏果菩提成就也本来衆生濟度一仏矣一千
歲之後於沃土造立処古仏像也不妨是為祚保神即令垂迹当
処欲崇氏神座宮奉貴宮大明神興起村中民上下一列而成氏
子也從安置以来靈神意趣在之現種々瑞氣顯日祥雲無尽限
誠以自他驚耳目畢然則世界奉崇無二靈社哉豐饒国土之大

臣長者居士婆羅門声聞緣覺諸王子無嫌凡靈共一切衆生無
殘処毎季毎月于我発善心有信誠誠輩遇其患日則一途遂参
詣莫懈怠在誓願族可離男性五逆罪十惡業亦赤口毒難女性
亦五衰三熱苦滅除成加護^(惠)為歴然也不紛当村擁護靈神也里
中皆衆以一同無殘六親眷属九族無災無難而悉皆一家末類
繁昌可增日々在吉相於于累代生々世々此処貴賤男女如意
充滿而称三明身自然增長德威必得方便七宝隨身福聚無量
不尽無疑云々再拝々々敬白

平井淨玄入道此縁記誌置

茲時文和改元壬辰年

于時慶安三庚寅季 桃浪吉辰

風外納八十三歲時寫焉

(真鶴 貴船神社藏)

真鶴村の貴宮大明神(現貴船神社)の御神体の由来を記し
た縁起である。文和元年(一三五二)六月十五日、真鶴の湊^{みなと}
に流れついた一艘の船の底から、平井淨玄入道という者が一
〇体余の木像仏と一通の破書をみつけた。破書によれば異国
ときわの国より来たものだといので、託宣(神のおつげ)

を受けてみると、この木像仏は根本盧舎那報身御遺像であるとおつげがあった。そこで浄玄は、当所の氏神産宮としてあがめようと貴宮大明神に奉納したところ、靈験あらたかで、里中の者に幸福をもたらしたという。なお、この縁起は浄玄が記したものであるが、戦国の兵乱で焼けたため、平井家の依頼を受けた風外が、同家に伝わる口伝をもとに浄書したものであるとされている（史料1）。

風外は曹洞宗の僧で、名を慧薫（とく）という。永禄十一年（一五六八）上野国碓氷峠付近（現群馬県松井田町）で生まれた風外は、仏門に入って上野や下野の曹洞宗寺院で修行した後、元和四年（一六一八）ころに成田村（現小田原市）成願寺の僧となった。その後寺を離れた風外は、穴ぐら住まいの乞食生活に入り、寛永五年（一六二八）ころに真鶴の断崖に庵を結んで移り住んだという。ここには風外が勧請したという石造りの天神の祠が残っている。禅僧としての博識もあり、禅画をよくした風外は、その生涯に多くの書画を残している。その多くは托鉢に対する布施の返礼として書かれたものであるという。この縁起もそうした風外の書のひとつであるが、制作の年代と年齢が明記されており、風外の生年が知れ

た点でも貴重なものである。

116
慶安三年（一六五〇）

僧風外筆の真鶴村貴宮大明神寄進奉加状

寄進奉加曰

夫郡中雖為宮社無數此宮村衆民一心不乱勵善根尤也誠哉生前間貴賤上下皆是受苦之輩故未脱一世業縛由迷真空豐道悉惑心猶重矣無明癡暗之民但靈社之向御宝前拋珍財寄進一種之亦備一物豈尽功力起信心身弊以発露啼泣者終可蒙其加護也古往今來在善心則仏神顯感応不思議幾乎在之於現世崇仏神衆生者當來世究苦因可入安樂遊戲自在道者哉願即今断除諸惡業妄想妄念速可発菩提心也殊更仏礼参詣不怠作実善事後來厥子孫苗裔共無災無難而如意榮盛可有守護所 敬白

（一六二四）
寛永改元甲子季

奉寄進之 鰐口 五味左次衛門

寛永六年己巳

奉寄進之 歌仙 青木太兵衛

寛永拾三年丙子

同手水鉢 肥前国 福地六郎衛門

寛永拾七年庚辰

同石燈籠 五味伊衛門

寛永十七年庚辰

同石鳥居 本願 五味伊衛門

正保三季丙戌 奉取六字名号 紀伊国屋 同列里中氏子共
慶安三年庚寅 奉寄進 御輿 本願 五味伊衛門 桜井役太由

時奉加衆 青木太郎衛門 露木半兵衛 諷伝左衛門
同留兵衛・同善兵衛 平井九郎兵衛 三木徳左衛門
同列衆船持中亦此
〔異等〕
〔中沢与兵衛〕
〔五味甚兵衛〕

此時 神主 平井孫兵衛代 (真鶴 貴船神社蔵)

奉加とは神仏への寄進の金品に、自分のものを加え奉るといった意味で、この奉加状は、五味伊右衛門を本願主とする船持中らが、これまでの貴宮大明神の加護に感謝するとともに、子孫苗裔に対する無災無難と繁栄を祈念するために、寛永元年（一六二四）以来の寄進物に加えて、新たに神輿を寄進することを示したものである。この奉加状も風外が筆をとっているが、おそらくは伊右衛門から依頼されたものであるう。なお、この神輿は翌年から三年に一度催されることになった、貴宮大明神の祭礼に用いられたという（史料1）。

117 (一六六〇) 寛文六年三月 社家・山伏の作法につき寺社奉行よ

覚

りの法度書

一、諸社え旦那参詣之節、社家方神道之法於有先駈啓行は、山伏方一円不可構、山伏方以修験道之法於令引導
ハ、社家方一円不可構事
一、俗持来候背戸神幣祓之義、可為旦那之心次第、社家方・山伏互不可相奪事

一、神子は為神職之条、修験道并守子之作法一切不可仕事
一、守子は為験者寄付之条、神子之作法一切不可仕、就中不可為自佗之儀事

一、先年淀聖護院御門跡¹并吉田家数ヶ条之趣、社家・山伏弥堅可相守、然は向後互無争論以面々之法式可修行事
右之条々於有違背之輩可致訴訟、急度可及沙汰者也

寛文六年三月十八日

(寺社奉行 井上正利)
井上河内
加々甲斐

(真鶴 貴船神社蔵)

1 淀聖護院御門跡

淀の聖護院は京都市左京区にある天台宗

寺門派の寺院で、皇族や貴族などから住職（御門跡）を迎え

る寺格寺院のひとつ。江戸時代には幕府の統制のもと、天台

系の修驗道本山派の本寺として、同派の山伏を統轄してい

た。 2 吉田家 神道を家業とする公家のひとつで、室町

末期には吉田（卜部）兼俱が家学を大成した吉田神道（唯一

神道・卜部神道）を興した。江戸時代には、神社伝奏を持

たない全国の神社・神職を統轄する権限を幕府から与えられ

ており、とくに寛文五年（一六六五）の諸社称宜神主法度

では、全国の社家に対する装束着用の許認可権を保証され

た。

社家と山伏がそれぞれの法式・作法を遵守して、お互いの

領域を侵さないようにすることを定めた法度書である。これ

より先、幕府は寛文三年に奥州磐城の社家と山伏の出入を裁

許して、吉田家と聖護院の双方が、お互いの活動を侵犯し合

わないように取り決めさせた、この一件については貴船神社

に関連史料の写しが伝来している。吉田家を本所とする吉田

神道は、密教の加持祈禱の形式を受けているところにひとつ

の特徴があり、これがとくに山伏の加持祈禱の活動とぶつか

ることから、こうした処置が必要となったと考えられる。

118 延宝八年六月 岩村瀧門寺および末寺の除地高書上

覚

一、禪宗 本寺豆州南条村昌溪院 瀧門寺

御差置之石高式石式斗八升三合

太猷院様之御時、江戸へ諷経ニ罷越納経仕上、御布

施銭拾五貫文被下候、其外相替儀無御座候、今度從

一、禪宗 本寺岩村瀧門寺 長昌院

御指置之石高屋敷式斗壹升貳合

太猷院様御時納経仕上、御布施五貫文被下候

一、禪宗 本寺岩村瀧門寺 実相院

御差置之石高屋敷壹斗壹升貳合

一、禪宗 本寺岩村瀧門寺 岩村平僧寺 如来寺

御指置之石高屋敷四斗八合

右之通ニ御座候、以上

延宝八庚申年六月二日

岩村
瀧門寺
鶴玄

安田勘左衛門殿

松井喜左衛門殿

(岩 瀧門寺藏)

岩村瀧門寺の鶴玄が、瀧門寺と岩村にある末寺の長昌院・実相院・如来寺の除地高（年貢を免除された石高）を小田原藩に報告したものである。瀧門寺と長昌院については、徳川家光の代に江戸に納経に参上し、布施を拝領したことについても書き上げている。瀧門寺の末寺としてはこのほかに真鶴村の自泉院がある。

119 (二六九八)
元禄十一年正月 真鶴村自泉院良本の修行年曆証文

差上申証文之事

一、拙寺末寺相州西郡真鶴村自泉院良本長老、当夏初法幢（ほうどう）興行仕候ニ付、時代之儀吟味仕候処ニ、寛文七年丁未（二六六七）ノ冬、同国西郡塚原村長泉院良寅長老江湖（こ）ニ出初仕、

当曆三拾年ニ紛無御座候、并ニ首座寮金古代御定之通五両請取申候、若時代不足寮金過料と申者御座候ハ、拙僧罷出急度可申披候、為後日之証文如件

元禄拾壹年

相州小田原領

（戊寅力）
□□正月廿一日

岩村 瀧門寺
鶴順

三箇寺

御月番所²

(岩 瀧門寺藏)

1 江湖（こ） 禅宗の僧が集って修行すること。江湖会。 2 三箇（さんか） 寺御月番所 「三箇寺」は曹洞宗の触頭として、同宗の諸寺院を統轄する役目を幕府から与えられていた寺院で、下総国総寧寺、武蔵国龍穗寺、下野国大中寺をさす。関東僧録司あるいは関三ヶ寺と称しており、御月番所はこれらの江戸出張寺院で、月番で宗務にあたった。

法幢とは、とくに禅宗の寺院で、説法のあることを示すために立てるのぼりのことをいう。これは、この年の夏に初めて法幢興行（説法）を行う真鶴村自泉院の良本について、本寺である岩村瀧門寺の鶴順が、関三ヶ寺に対して良本の修行

の年暦や首座寮金の受取りについて証明したものである。

120 (一七八) 享保三年四月より 岩村瀧門寺の歴代住職行業記

相之足柄郡多宝山瀧門寺者旧密跡而今唱禪風始自林屋禪師焉真是海南之法窟而殿閣之鱗魚不闕可有也然星移月運勢在当改焉也於是現方丈了梧和尚繼師席之三年与外護一評而沢経營乃集棟梁鳩魯般匠石衆檀亦子来左袒本堂不日而一新矣又別構一軒為寢室為茶堂加之至于大悲閣數十之段磴驢渡馬渡門前之石橋及侵宇刹竿震地赤幡木魚之吼教海石磬之調禪誦以至懸天之宝蓋垂地之幔幕悉皆師之化主而衆縁之所致也人或謂視于前制則宏麗一階也顧是人依境貴得人榮之謂乎而宝地也右鱗走湯山左通東都城前則洋洋南溟坐見鯤鵬之變化後背峨々屏風崑森々鬱樹林日夜不舍滔々乎流出于其間而飛龍百余丈者瀧門之瀑布也仰迎金峰之素月俯吟玉筍之余雪混夢於真鶴崎之曉鷗忘機于弁天島之游鱗漁舟之朝泛石工之夕歸物色無辺而遊觀有余者登臨之遠近也於戲鳴乎其人而宜居此境此境而可迎其人也明知矣人境相应以貴以榮惟時宝曆癸未之秋八月豆陽一間人^(一七三)大

通応于命書於宝山之客席

多宝山瀧門寺歴代行業記并序

多宝者何耶古有山于多宝塔之莊嚴鉅麗者故俗呼為山之号其山麓至今謂塔之前千古不磨之碑也瀧門者何耶屋後有飛泉恰百尺故所名也此山昔者^(密)蜜宗之靈場也故本尊釈迦如来観音不動等皆弘法之所作云荒廢已窮不見人跡者久於茲永正文文之間原行青月桂江纔構一字相統居焉爾後 開山林屋禪師帶 昌溪兼室之印道声遠聞宝杖一入山来則繇素帰敬如風加草終成一禪刹爾来香華相統流芳綿々 開山林屋禪師姓和田氏本州高座郡之人也石見守某傾心帰敬嗣法於兼室豚元龜年中中興当山老来辞衆肥遁本郡平沢邑後來其地又成寺此所謂道根深者 二代柚山者不詳生縁受業嗣法於林屋相次住山二十五年後開淨門寺請林屋為開山自居第二世 三代独翁者受業於林屋嗣法於柚山始勤報恩院住^(一六八)元和四戊午夏結制老来開自泉院於真鶴深楽水観晚關長昌院終焉 四代月山者不詳生縁受業得法於独翁住山未幾示寂

五代罷屋者受業於柚山嗣法於月山初住自泉後住当山董席十二年新鑄大鐘震法雷於晨昏大開田園統僧供於末世專慕百丈之古風終寂本山

六代(興)奧山者不知何処人受罷屋之印住山未幾而寂

七代大興者本郡土肥之產也得法於(興)奧山初住于吉祥中遷于自泉后住于当山一住十八年拽石搬土大夷寺地再新諸堂晚中興小田原城陽春院請聞吉為開山祖

八代長雄者上州市原郡之人而双林寺蘭舟和尚之剃度也嗣法於大興初住自泉後住当山視篆纔六年而首丘山前竹林之下

九代天山者豆州田方郡畑毛村之人也受業於邨寺飽參之日得法於長雄初住正法後住当山主席十七秋翻蓋大殿新建香積安毘沙門之像晚倦応接通跡於山前

十代隨榮者豆州賀茂郡熱海人也受業嗣法皆得天山初住昌滿後住当山再飾本尊釈迦脇士不動翻蓋庫厨新立普門閣晚休紅葉園

(異筆)『当寺拾世和尚代昌滿寺法地願開山勸請』
(異筆)『当山二代』 当寺古來初会之首座不論自他之門派住持

人随意立之如左考

八代長雄初会之首座鶴玄以総寧寺会下立之(一六六五)寛文五乙巳夏也

九代天山初会之首座惠雲以早川海藏寺会下立之皆延宝五丁巳夏也(一六七七)

同再会之鶴順以板橋香林寺衆寮立之皆貞享二乙丑夏也(一六八五)
十代隨榮初会之首座隆賢以豆州昌溪院衆寮立之皆元禄七甲戌夏也(一六九四)

十一代華山初会之首座秀香以塚原長泉院衆寮立之皆正徳二癸巳夏也(一七一)
(一七〇九)

(一七八)享保三戊戌四月仏生日

現住華山叟記

当山十二世満立号功外十代隨榮順和尚之弟徒而豆州丹那大塚氏之次子也六歳而出家行脚参学既百方云三十有二而為自泉院会之板首復旦帰当山而室内之事畢矣直進永平特奉 綸旨而後住豆州多賀宝泉寺首尾総全時以為榮未数十年移転当山享保中結制也半座得其人哉則一住三十年其績

不可勝計也退隱一紀於此矣法徒四人一法重不肖統其席次立国住常泉次東禪早死次吾宗未罷參筆硯之子蓋若干人宝曆九己卯十月五日示微恙同申刻謚焉歸寂法臘七十一以天和三年癸亥生享保年七十七礼葬当山大悲閣後称十二世靈塔法重素雖不肖不堪慚感略記其事

現住法重欽記

十三世了梧和尚号曰法重生于豆州田方郡後場邑青木氏之家為次男焉七歲而出家直同州上多賀宝泉寺真龍和尚之為徒弟哉則隨未幾真龍和尚退院功外和尚晋山因以有受猶子之恩然後掛錫於最勝高利而參禪學道為日不足焉時赴奈良本自性院单瑞和尚初会之席充第一一座也頭尾已全哉乃嗣法於功外而室內之大事畢矣總持瑞世明矣元文五年庚申之春初住輕井沢泉龍寺至延享四年丁卯之冬結制会也請藏春院衆寮白龍籍頭以為首座未及起草既先有当山之命因以明年戊辰正月二十八日轉於当山蓋師席云未及三年改立大殿新造方丈蓋亦師命云猶且修門前之石橋復乎殿後之礎階大磬木魚半鐘鼓鉦并以改之少具者不可勝計耳遂至又利竿之大

幡設之而再光永平之祖像也宝篋印塔寿見子堯願托鉢於近邑如其大小石則村民信男寄附焉大般若經拜則朝倉氏伴藏鈴木氏安右衛門同伴右衛門各請百卷外三百軸則邑之丙舍競衆焉其箱十箇小沢弥五兵衛母古屋想三郎母以喜奉也乃二八善神画像梧和尚自請之

右所当寺十三代鳳州了梧和尚瑞世廿九年焉退休平末於如来寺四年而安永八己亥年九月六日未刻安然示寂矣

皆安永九庚子年二月仏涅槃日

現住蘭溪叟誌

十四世蘭溪和尚諱一秀号空而豆州加茂郡宇佐美村西河氏之三男也其先紀之貞臣医官也師生顯異智種夙彰八歲投当山十二世立和尚難染也壯年而掛錫東武吉祥涉獵竹帛有年于此時有上州万仞老衲唱洞上古曲一砥礪學者師往從之執事柔退緘默喜怒不形研究孜孜若無見聞者於是乎疑情益急忽然朗悟厥後画錦映故園慰倚門之望也忽於豆州君沢郡三島駅常林天樹和尚初会見任首座分座提唱堪称克家子歸來投立老衲

室ニ奪^ニ得衣鉢^ヲ又^ニ那費^ニ腕頭^ノ之力^ヲ哉^ハ安永五申年十三世州和尚退居令^ニ師^ヲ繼席^セ天明二寅年一^ニ新大庫裡泊茶堂^ヲ煥然偉麗輝^ニ山林^ニ寛政六寅年当^ル大雄峰輪董^ニ移住一期老衰昏花雖^レ然未^ダ嘗^テ倦^マ享^マ和二建^ニ立開山堂^ニ叢林所^レ宜^ニ有者悉備^ニ皆師^ノ血汗^ノ之力^ヲ也凡住山之間從昼至夜礼仏看經其強忍精進宛若^ニ乾行^ノ弗^レ息也享和三春示^ニ微恙^ニ衆愕然四月廿日遂禁^ニ藥食^ニ辭^ニ衆^ニ因別^ニ諸外護^ニ數日之間問^ニ疾者^ニ雲^ノ如至師諄々勤勉略無^ニ倦色^ニ廿七日酉刻自取^ニ水嗽^ニ口洗^ニ面拭^ニ身索^ニ筆大書^ニ曰遊化娑婆界六十又八年眼光今落地火裡汲^ニ得^ニ泉^ニ咄雨竹風松皆說^ニ禪拋^ニ筆坐化茶毘火光五色頂骨及諸齒俱不^レ壞建^ニ塔屋後^ニ大悲閣^ニ弟子越群比丘焚^ニ香掃^ニ素謹述^ニ其梗概^ニ以^ニ伝^ニ諸後^ニ非^ニ敢阿^ニ其所^ニ好也^ニ是^ニ爲^ニ記^ト于時享和三癸亥天林鐘日誌

龍門十五世越郡和尚^ス吳峯^ト同郡木邨氏之二男也投^ニ身^ヲ於十四世蘭溪和尚^ニ而薙髮^ス參^ニ禪^ニ於駿州画堂和尚及仏洲和尚^ニ遊^ニ學^ニ於四邦^ニ也有^リ年^ニ于茲^ニ寛政七年乙卯冬見^シ稱^セ野州足利郡栴崎村源光寺歩宗長老之初会首座^ニ一会全而^{シテ}

後帰^ニ郷奉^ニ命^ヲ室中之事畢矣又乞^ニ師曳^ニ杖^ヲ於東西^ニ再遊^ニ於長崎^ニ享和二壬戌二月溪和尚書^テ告^ニ疾馳^ニ驅^ニ乎屋夜^ニ歸^ニ郷看病^ニ三月後繼^ニ師席^ニ同三年癸亥六月晋^ニ山^ニ於当寺^ニ住山未^ダ滿^ニ三年^ニ甲丑八月疾病也請^ニ医^ニ無^レ驗召^ニ伯父^ニ一法^ニ一法診^{シテ}曰是所謂^ニ勞瘵^ニ不治^ニ症也嘆^ニ曰嘆^ニ亡^ニ之命矣^ニ夫外護皆驚倒焉和尚自若^ニ曰夫人之死生有^ニ命何驚^ニ之有^ニ山僧生已三十有余而今不^レ死猶何日不^レ死乎夫生也者需而不可^レ得也死也者避而不^レ可^レ免也山僧雖^レ非^ニ不^レ惜^ニ生^ニ不^ニ其畏^ニ死者^ニ以^ニ爲^ニ天地之常^ニ故也乃召^ニ左右^ニ剃^ニ髮拭^ニ身^ニ着^ニ無垢之法衣^ニ倚^ニ椅子^ニ召^ニ小弟^ニ二三^ニ小聲^ニ曰余若有^ニ便溺^ニ則汝等能^ニ爲^ニ余改^ニ替^ニ於新褥^ニ焉自把^ニ小睡褥三片^ニ二三重^ニ之破顏^ニ笑^ニ曰即今娑婆無^ニ遺念^ニ遂逝^ニ矣寂後^ニ以^ニ先例^ニ篤葬^ニ焉伝燈穩順而諸般平矣于時文化三年丙寅春日子弟爲^ニ梁謹識

越和尚疾已^ニ弗^ニ子病間^ニ召^ニ丹嶺長老^ニ曰伯父一法性好^ニ道德^ニ持^ニ来^ニ於古偈^ニ慰^ニ伯父之閑憂^ニ丹長老即写^ニ来^ニ古偈一編^ニ其偈曰
来談^ニ好事^ニ業無間去々光陰不^ニ等閑^ニ四十四年我默座^ス

而已読者察レ諸

工夫却隔ニ一重閑一
来談ニ好事ハ寒暄間去々光陰只々等閑 天地古今無ニ境

界ニ工夫独勤ニ無閑一
来談ニ好事ハ謂ニ無閑ニ忘想從來発ニ等閑 黙座吸呼如ニ水

下一理精猶是無門閑
理精解謂ニ無門閑ニ無理無為ニ天下閑 何ニ勤使

跌ニ跏座ニ六時辛ニ苦於人間一
勤ニ物理精ニ閑ニ不閑欲ニ安閑憂ニ無為閑ニ異哉面壁

生任ニ簫一吸一呼天地間
天地本來無ニ十法ニ法言口耳相伝間相伝文字毎ニ邦異無

法無名ニ宇宙閑也
無名物始有名母無一本來無レ始間一体同根分ニ万象ニ多

端造化多端閑
一法閑ニ口默然ニ越和尚少ニ于一法ニ二十余春而挫ニ其老

僻ニ也如レ斯其才可惜也一法仰ニ天叫ニ嗚呼天何事哉使ニ

如レ斯人ニ不幸短命ニ死ニ矣嗚呼天何事哉

一法曰此筆陳些以ニ刪韻ニ三字ニ雖レ論ニ道之□領ニ未レ

至ニ真面目ニ也所レ謂隔ニ履搔ニ痒謂ニ之也蓋一席即事之戲

多宝山莊嚴仏喜捨記

相州小田原在 萩久保村 陽春院

開山本寺七代

開山本寺五代

開山本寺四代

開山本寺三代

開山本寺二代

開山本山三代真鶴自泉院

開山本山三代真鶴自泉院

当山十六世和尚豆州從來住山廿年遷化
当山十七世和尚吉浜宗徳院移転住三年同化
当山十八世和尚海蔵寺転住十二年寂弟子四人
当山十九世和尚延沢西福寺転住直ニ海蔵寺住山
当山廿世和尚熊坂長月寺徒住山
江之浦 昌満寺
長昌院
実相院
如来寺
明和
八寅のとし、秋の彼岸の日、摂州生玉の住廻国道石といふ者喜納せんことを願ふ、いましいもの切なるを聴し

てこゝに安す、多齡の三十の箭すれけれハ、略不忘の爲
にかく記し侍るもの也

(七七三)
安永第二のとし

春正月

相模国足柄下郡岩村多宝山瀧門寺観音縁起

抑当山の 大悲尊は、弘法大師の游船にして、龍宮に度
生し給ふこと幾く年といふことを知らず、中古赤沢の漁
人海底にさらするの因ミあやしのもの負□たりとおも
ひ、いそぎ舟に上りけれハ、希有なるかな形相殊勝の尊
像なり、されハとてほとりのあまた打あつまり、うち拝
みてこよのふ難値の思ひをなし、いましい路の傍に安座
せしとなむ、さあれハ靈験日々に新にして、馬なる人を
おろしてハ恭敬の心を知らしめ、あるひハ船に□□念彼
あるへしとて帆をとめ給ひけれハ、いつとなく参詣の
跡と蹊をなせり、しかあれハ邪見枝蔓の根を絶て、心の
蓮の開けてや畏愛兼抱末の世の知らぬ穢の罪もかなとか
れこれ打よりて、いさや靈地え移さんとして此山に送り奉
り、此れなる尊像をハ彼にもりてまたとなん、彼此同し

大悲の示現なれハ、いつれをいつれと云ハむ分ち有ハ、
たゞ衆生の心水に濁り淨りのまち／＼のミ、まことに此
の大師は、上は諸仏の慈を体とし、下衆生の愛を用とし
給ひて、祓苦与楽の深遠なれハ、刹土として身を現せず
といふこと無く、時として説法し給ハすといふことな
し、こゝをもて釈尊は、弘誓深きこと海の如くにして、
歴劫にも思議すへからずと歎し給ひ、文殊薩埵は無畏を
衆生に施とこす自在神力なりと讃給ひて、都鄙となく人
の古きより信るところワきて、此の尊座ハ年久しく感応
の新なれハ、人の恭敬も余にまさりぬ、いま願くハ人々
慈眼視衆生の顧憐に披謝して、朝念暮念念々観世音の念
に住して疑ひ無く、時々宝陀洛山に遊ひて安穩快樂なら
むことを、余もまた頂礼の因み記して筆供養に当てぬ
(十三年)
ことし宝曆癸未の秋八月吉旦

豆州之一閑人

大通頭陀和田識

(別紙合綴)

(当)

□寺開基 原行青和尚

(一五〇四)
永正元甲子二月三日示寂

月桂江和尚

(一五三〇)
天文五丙申四月廿日示寂

第4章 村の生活と文化

前惣持	開山	林屋 ビシ 間茂大和尚	(一五八七) 天正十五丁亥年 十一月二十七日
前永平	二世	柚山嫩薺大和尚	(一六一一) 慶長十六辛亥年 六月十八日
前惣持 恩報	三世	独翁秀存大和尚	(一六三五) 寛永十乙亥年 七月二十一日
前惣持	四世	月山正吞大和尚	寛永六己巳年 六月十八日
前惣持	五世	罷屋自休大和尚	(一六四六) 正保三丙戌年 十一月五日
前惣持	六世	興山門隆大和尚	正保三丙戌年 五月十一日
前惣持	七世	大興門吉大和尚	(一六六三) 寛文三癸卯年 八月二十八日
前永平	八世	英山長雄大和尚	(一六八二) 天和二壬戌年 十月二十八日
前永平 恩報	九世	天山鶴玄大和尚	(一七一三) 正徳三癸巳年 十月二十一日
前惣持	十世	随栄鶴順大和尚	(一七二七) 享保十二丁未年 十一月九日
前永平	十一世	華山釣鯨大和尚	享保十七壬子年 五月四日
前永平	十二世	功外満立大和尚	(一七五九) 宝暦九己卯年 十月五日
前惣持	十三世	鳳州了梧大和尚	(一七七九) 安永八己亥年 九月六日

(岩 瀧門寺蔵)

本史料はいくつかの書き継がれた部分によって一書をなしている。最初の部分は、豆州の一閑人で大通と名のる人物が、依頼によって当時の住職であった十三世了梧の事績と、瀧門寺周辺の風景をうたい上げたもので、宝暦十三年（一七六三）の日付がある。これに続く「多宝山瀧門寺歴代行業記并序」という表題で始まる箇所は、この史料の根幹をなす部分で、瀧門寺の歴代住職の出生、経歴、事績、入寂時のようす、遺言などが書き上げられている。開山から十一世の華山（釣鯨）までは、当時の住職華山が在職中の享保三年（一七一八）に筆記したものであるが、十二世以降は時の現住が前住者について記述するという形で書き継がれている。いちおうは二十世熊坂までの記述があるが、詳述されているのは十五世の越群までである。これに続いて瀧門寺の末寺の記載があり、さらに安永二年（一七七三）の日付のある莊嚴仏の喜捨記（寄進のいわれ）、宝暦十三年の日付のある瀧門寺観音の縁起と続く。この観音縁起も大通の筆によるものである。

121 享保十年四月 岩村帰命山如来寺校割帳

(表紙)
「校割牒」¹

帰命山如来寺」

「本尊

「石仏之弥陀、但シ且聖之御作也
從前未有焉
旦聖一夜作也
岩穴安置焉

「石像觀音

茶湯面ニ林少々有之
(抹消)

「石像觀音二尊

「施主大野五衛門也」施主鈴木仁兵衛

「本尊前卓一却」

(圓) 施主大野五衛門

「華瓶一箇

從前未有焉
『失却』
(異筆)

「大華卓一対

施主浦町二兵衛

「同

高純代置之

「鉄燭台

同断

「大金仏器一ヶ

施主遠藤藤二左衛門

「百万返数珠一連

(通) 施主村中

「罐子一口

高純代置之

「鍋四個

『大小』 同断
(異筆) 同断
『内一ヶ失却』
(異筆)

「水瓶 大小二箇

同断

「扣鐘二

從前未有之
(異筆) 一ヶ失却

「鈴

一箇 從前未有之

「磬

一箇 施主大野権十郎

「鑪

一箇 從前未有焉
(異筆) 失却

「石白^{有之}

立白 從前未有焉
(異筆) 失却

「(記載なし)

「(記載なし)

從是伝性代新添物

「客殿

一字 年来募托鉢劫新造立焉

「秘仏地藏一尊

運慶御作也、開閉は別帳録之

「半鐘一釣

(勅) 募干化諸檀方新鑄置之

「稻荷堂

新造立焉 一、金仏器三箇 施主佐次兵衛
(異筆) 一ヶ失却
一、金燭台一箇 施主鈴木勘三郎
(異筆) 失却

「御酒鈴二ヶ

箱入 失却
(異筆) 一、青地花立一ヶ

「前卓一却

(異筆) 寺へ取来有之 一、金燈籠 一対

「華鐙一掛

一、大香炉 四箇
(異筆) 一ヶ失却

「打鋪

四箇 三 内綱二枚 施主有之
(異筆) 一、一枚失却

布二枚

- 一、常香盤 施主野木太次兵衛内
 一、木魚 一箇 自本山九代寄附焉
 一、手磬 一箇 施主大野五衛門
 一、過去牒 附卷台共改之 (見カ) (異筆) 『失却』
 一、高卓 一却
 一、華立 一對 但唐金
 一、磬卓 一却
 一、鉄燈籠 一對 (異筆) 『施主遠藤茂兵衛』
 一、金仏器 三箇 (異筆) 『本尊之大金飯器共ニ四箇』
 一、表具物 拾幅 (異筆) 『失却』 画仏像一幅
 一、暗吞 二箇 (異筆) 『一ヶ失却』
 一、理趣分之札板行二枚 (異筆) 『有本寺 失却』
 一、鉢子 蓋共一箇 (異筆) 『失却』 鉢子有之
 一、茶湯次 一箇 (異筆) 『失却』
 一、御影膳 一箇 (異筆) 『失却』
 一、不動地藏小像 附卓一却 金仏器一箇 (異筆) 『失却』
 一、小香炉一 (異筆) 『失却』
 一、誕生釈迦一尊 (異筆) 『失却』
- 一、校割牒 一卷
 一、地藏開帳記一卷 (異筆) 『失却』
 一、藏櫃 大小二箇 (異筆) 『一ヶ失却』
 一、茶碗箱 一箇
 一、唐瓶 一箇 (異筆)
 一、大砂鉢 一箇 (異筆) 『失却』
 一、藥減 一箇 (異筆) 『ナタ・鎌・鋤ニ可換者也』
 一、包丁 一箇 (異筆) 『失却』
 一、斧 一箇
 一、なた 一箇 (異筆) 『失却』
 一、鹽 一箇 (異筆) 『失却』
 一、手鹽 一箇
 一、飯台 大小二箇
 一、担桶 一荷
 一、三間梯 一ヶ
 一、手桶 二箇
 一、韋駄天 一尊 (異筆) 『附金仏器一箇、金香炉一箇』
 一、林 一ヶ所 舊応禪定門為菩提寄附焉

一、上エ之山小島一枚 施主朝倉権兵衛

二、腕 膳 十人前 為両親本山え附置焉

「裏表紙」 法屋伝性代記焉

瀧門功外代吟味焉

皆享保十乙巳四月日

右紙数都合八丁

「岩 瀧門寺藏」

1校割牒（帳）（いりかつちよう） とくに禅宗の寺院で、住職が替わる時などに新旧が立ち会って公私の物を点検することを校割といい、これを書き上げたものを校割帳という。校割帳はいわゆる寺産目録にあたる。

岩村の曹洞宗帰命山如来寺は同村瀧門寺の末寺で、現在は廃寺となっている。この校割帳は法屋伝性の代に本寺である瀧門寺の住持功外が立ち会って改めたものであるが、こうした校割帳には仏像や仏具などとはもとより、建て具から日常生活用品にいたるまで細かく書き上げられるのが常であり、それだけに当時の如来寺の信仰生活から日常生活までを知り得る史料として貴重である。なお、本史料には書き上げられ

た物品の有無を取り調べた書き込みが多数あるが、筆跡の違いからこれらは後年に改めて点検したものである。

122 (一七五三)
宝暦三年五月 真鶴村貴宮大明神神主平井吉広への

神道裁許状

相模国足柄下郡真鶴村貴宮大明神祠官平井因幡守吉広、
着風折烏帽子狩衣可専恒例之神役者

神道裁許之状如件

宝暦三年五月廿二日

神祇管領長上從二位神祇副權大卜部朝臣兼雄因

（真鶴 貴船神社藏）

風折烏帽子や狩衣といった神職の装束を身に着け、神道にたずさわることを許可した証文を神道裁許状という。諸社の神職は、吉田家や白川家といった京都の神道家の公家から神道裁許状を受けることでその身分を公認されたが、とくに吉田家は全国の神社・神職の大半を掌握していた。貴宮大明神の神職である平井家も代々吉田家から裁許状を受けることに

なるが、この年、吉広が受けた裁許状がその最初であった。
なお、口宣案は残っていないが、同家が受領名を名乗るのも
このころからのものである（史料144）。

123 (七七四)
安永三年四月 真鶴村貴宮大明神造営につき勸化帳

〔表紙〕
安永三甲午天 相陽真鶴邑

貴宮大明神造立勸化¹

四月大吉祥旦 神主 平井因幡守

一、銀五匁	受取	大島町	喜右衛門
一、金貳分	受取	平田屋	長四郎
一、金百疋	受取	八幡町	肴三衛門
一、銀五匁	受取	黒連門町	長右衛門
一、銀五匁	受取	附舟中島町	権七
一、金五匁	受取	深川中島町	五味藤五郎
一、金四匁也	受取	深川大島町	青木市五郎

為問船祈禱渡海安全

一、金壹分也	受取	堀越金藏
一、金壹分也	受取	深川大しま ¹ 青木宗助
一、金壹分也	同	同露木安右衛門
一、金壹分也	同	小沢庄右衛門
一、金貳分也	同	藤井文助
一、金貳分	同	鈴木喜右衛門
一、金百疋	受取	五味見世 杉本平四郎
一、金百疋	受取	同 江沢喜助
一、金百疋	受取	同 渡部喜七郎
一、銀七匁五分	受取	花屋 長三郎
一、金百疋	受取	おなす ¹ 万屋伊兵衛
一、銀七匁五分	受取	花屋 三左衛門
一、同七匁五分	受取	同 一五兵衛
一、銀七匁五分	受取	花屋 与兵衛
一、同七匁五分	受取	花屋 喜三郎
一、金百疋	受取	花や 利兵衛
一、青銅貳拾疋	受取	梔屋

奉納相渡ス

、金壹兩貳分也	受取	伊勢屋清兵衛 [㊦]	、金百疋	受取	大村屋彦兵衛 [㊦]
、金貳步 ^(分)	取	西村弥平治 [㊦]	、金壹兩	受取	高橋長吉
、金壹步也	受取	松屋新右衛門 [㊦]	、金貳百疋	受取	伊勢屋六郎兵衛
、銀貳朱	受取	紙屋清兵衛 [㊦]	外貳百文		
、金貳百疋	受取	竹屋儀兵衛 [㊦]	、金百疋	受取	多良部
、金百疋	受取	湊屋七郎右衛門 [㊦]	、金貳分	受取	平田屋平助
、金四兩	受取	茶屋長兵衛 [㊦]	、青銅三拾疋	受取	たはこ屋三之丞
、貳百文	受取	山城屋伊兵衛	、青銅三拾疋	受取	水戸屋源兵衛
、金貳兩也	受取	和泉屋清左衛門 [㊦]	、金百疋	受取	浜町 竹屋甚兵衛
内壹兩取			、金四兩	受取	深川相河町 村田佐七 [㊦]
、金百疋	受取	い七屋八郎兵衛 [㊦]	、金貳百疋	受取	同 惣三郎 [㊦]
、銀貳朱	受取	上総屋喜右衛門 [㊦]	、金百疋	受取	十文字屋太兵衛 [㊦]
、金百疋	受取	油屋喜兵衛 [㊦]	、金貳兩	受取	徳力茂兵衛 [㊦]
、金百疋	受取	遠州屋治郎兵衛 [㊦]	、		『平田屋庄右衛門』 ^(抹消)
、銀貳朱	受取	坂本茂兵衛 [㊦]	、金壹兩		釘屋新六
、銀貳朱	受取	松葉や六兵衛 [㊦]	内金貳分受取		
、金百疋	受取	小池善右衛門 [㊦]	、金百疋	受取	鈴木幸八 [㊦]
、金百疋	受取	島屋長兵衛 [㊦]	、金百疋		石川清助 [㊦]

1 勸化^{かんげ}

寺社の堂塔・拝殿や仏像などの建立・修復などのた

一、金百疋	受取	恩田 吉兵衛 [㊟]
一、金百疋	受取	三河屋 長兵衛 [㊟]
一、金百疋	受取	伊勢屋 吉兵衛 [㊟]
一、青銅三拾疋	受取	甚 助
一、青銅五百疋	受取	茶舟 太 七
一、青銅貳拾疋	受取	源 助
一、銀七匁五分	受取	和泉屋 平兵衛
一、金百疋	受取	伊勢屋 清兵衛手代 九兵衛
一、金老兩也		伊東納屋 弥兵衛 [㊟]
一、金百疋		五味清左衛門内醬油蔵 孫 八
一、金五兩	皆請取	尻掛 田広与次兵衛
一、同五兩		池田 与七

内老兩貳分受取

惣ノ金四拾八兩貳朱ト貳百文

(真鶴 貴船神社蔵)

めに寄付を募ること。勸進。

貴宮大明神の修造のために行われた勸化の結果を記した帳簿である。出資者に屋号のある者が多いことからわかるように、その中心は村内の氏子ではなく、廻船業者や問屋、網元といった人々であったと思われる。なかには深川など江戸の地名などもみられ、海の守り神としての貴宮大明神が、真鶴の廻船業や漁業などの海を通じての交流とあいまって、広範な地域の人々の信仰を集めていたことがわかる。

124 (一八〇四)

文化元年三月 岩村瀧門寺越群への総持寺住持職公

文状

諸嶽山惣持禪寺は、依為日域曹洞出世第一之本寺、就当前山住持職之事、任 綸旨転衣補任越群和尚者也、仍公文状如斯

文化元甲子年三月四日

妙高庵

通幻(花押)

普蔵院

太源(花押)

三万四千四百三十三世
授与 瀧門寺

(岩 瀧門寺蔵)

瀧門寺の越群に対して、総持寺の住持職に就任すべき旨を伝えた山内の五院からの公文状(辞令)である。能登国諸嶽山総持寺(現石川県門前町、現在は横浜市鶴見区に移転)は、「日本曹洞賜紫出世之道場」の綸旨を受けた曹洞宗の大本山で、その住持職については本山輪番制がしかれていた。なお、瀧門寺の住職には、このほかに同じ曹洞宗の大本山である越前国吉祥山永平寺(現福井県永平寺町)の住持職を務めた者もあった。

洞川庵

無端(花押)

伝法庵

大徹(花押)

如意庵

実峰(花押)

125 (一八〇五)
文化二年九月 岩村多宝山瀧門寺校割帳

(表紙)
文化二乙丑九月吉日

校 割 帳

多宝山十五世

一、前来之校割拾二代之後無之所、今般無住ニ付自御本山相改入一覽候趣、仍之役人・檀頭立合之上改之者也
維時文化二乙丑稔九月

一、本尊釈迦文仏 半尼仏

身ノ丈 壹尺三寸

総丈三尺三寸

一、両尊文殊普賢

文殊菩薩 身ノ丈九寸
総丈二尺四寸五分

普賢菩薩同

一、誕生仏

(舎)
合利塔 厨子共ニ

一、大金仏器

一、大般若經

一、十六善神

壹幅

一、唐金三ツ具足『同附』 (床前)
一、同洒水器 壹流

一、燈明行燈 壹箇

一、常香盤 壹箇

一、大 磬 壹箇

一、小 磬 壹箇

一、木 魚 (床前)
『破脚』 壹箇

一、手 磬 壹箇

一、繩 床 同 壹座

第4章 村の生活と文化

一、涅槃像	老幅	一、金燈籠	老対	式尺三寸五分	本尊前
一、鼓子	老対	一、香炉	達磨大権前	式箇	一、真鍮香炉立
一、鉸子	老双	一、殿鐘	老箇	總丈式尺四寸	但シ幅九寸 丈七寸
一、柄炉	老箇	一、曲録	老箇	一、開山木仏腰掛像	横浜渡部寄送
一、衣械	老箇	一、床机	拾四代新添	老箇	一、真鍮蠟燭立
一、過去牒	見台共ニ	一、畳	四拾五畳	式尺四寸	丈式尺七寸五分
一、達磨木座像	老体	大間客寮侍真共ニ	拾八本	一、地藏尊	施主土屋康二
身ノ丈二尺二寸五分 總丈三尺七寸	老体	一、同新床	式拾五畳	一、子安観音	總丈三尺五寸
一、大権之木仏立像	老体	一、大杉戸	震災ニテ破損	一、位牌	亡僧共ニ
總丈三尺七寸	老体	一、襖	八本	一、黒木茶碗	拾八本
一、金仏器	達磨大権前	一、内障子	四十四本	一、仏餉茶碗	拾六箇
一、見台	『失念脚』 黒塗	一、外障子	六本	一、唐金花	老箇
堅地者拾四代	老箇	一、天蓋	老箇	一、唐金香炉	開山前
一、高見台	拾五代新添	一、香台	老箇	一、唐金燭台	老箇
一、古見台	式箇	一、歎仏品	拾卷	式尺式寸五分	一、真鍮香炉
一、法華經	老部	右 大殿分		一、真鍮香炉	下副堂共ニ 拾老箇
宮樣品蘭溪代新添		御影堂		一、石仏釈迦	厨子入
一、法華經	古来ヨリ有之 拾部	一、總持開山白木ノ像		身ノ丈六寸五分 總丈老尺七寸五分	老体
				一、金仏器	老箇
				一、真鍮金燈	總丈三尺五寸
				一、唐金燈籠	總丈三尺七寸
				但シ台付	
				庫堂	
				一、韋駄天像	新古
				一、釜	大『小』
				一、鍋	大小
				一、鉄ビン	老ツ
				一、鎮鍮ビン	老ツ
				一、茶釜	老口
				一、漢子	老箇
				一、白	大小
				一、搜	白

一、スキ鍬	沓丁	一、手水かめ	沓ッ
一、鍬	沓丁	一、木 鉢	沓箇
一、カマ	式枚	一、金屏風の画	式拾四枚
一、揚鍋	沓ッ	狩野先生古筆	
一、風呂桶	沓箇	一、浦島太郎巻物 箱入	沓曲
一、金 盥	沓箇	拾四代新添	
一、大 桶	三箇	一、風外和尚手席 ^(鉢)	拾式枚
一、山 刃	沓丁	一、蛇 骨	箱入
一、水手桶	三箇	一、屏風龍虎の画	沓双
一、手水盥	沓箇	一、乗 物	沓籠
一、麵包丁	沓枚	一、長 杓 袋共ニ	沓本
一、米 筐	沓箇	一、合羽籠	沓荷
一、薄 刃	沓丁	一、看 番	四ッ
一、切 盤	式枚	一、挟 箱	三箇
一、切ため ^(鉢)	八枚	一、同ゆたん	五ッ
一、『日光膳 ^(鉢)	拾三膳	一、両 拭	沓荷
一、赤重箱	沓ッ	一、払 子 拾五代新添	沓
一、同小重箱	三ッ	一、長 持	二竿
一、沓斗五升入かめ	沓ッ	同ゆたん沓ッ付	

一、六尺之帶 四筋 一、葉 研 沓箇
 一、脚 半 三人前 一、行 燈 式箇
 一、毛 氈 式枚 一、油小出シ 沓箇
 一、錢 箱 鎖共ニ 沓箇 一、青地茶壺 沓箇
 一、平用簞笥^(鉢)『大中小 三』箇 一、蒲 団 四枚
 一、『弁当箱 道具不足』沓箇 よ き 式ッ

右之外書物等色々御座候得共、鼠喰虫喰取乱候ニ付、
 不殘取集、役人立合ニて長持ニ入封を致置申候
 一、前來之校割帳有之候得共、拾三代より此方帳面等相見
 不申ニ付、此度役人立合ニて末細ニ相改、新帳ニ記し
 置申候

維時文化二乙丑年九月日

拾五代遷化後

多宝山瀧門寺鑑寺

江之浦村

昌満寺

大

報印

真名鶴村

自泉院

惣旦那代

証人

索

戒印

名主

伴

藏印

組頭

久治

郎印

組頭

善五

郎印

組頭

清九

郎印

百姓代

庄

八印

右之通相違無御座候、以上

(岩 瀧門寺藏)

この瀧門寺の校割帳は、十三世の了梧以来校割が行われていなかったうえに、十五世の越群が遷化したあと、無住となつたために、本山の昌溪院が瀧門寺の末寺や檀家惣代に命じて改めさせたものである。

126 (一八三三)

天保四年十月

幕府の地誌取調べにつき岩村瀧門寺

書上帳

(表紙)

天保四癸巳歲

御調書上帳

十月

瀧門寺

本寺

禪曹洞宗

豆州田方郡南条村

泰岳山 昌溪院

相州足柄下郡岩村

多宝山 瀧門寺

一、境内御除地高

貳石五斗壹升七合

此反別

貳反六畝十五分^(歩)

一、御年貢地高

貳石六斗三升八合

此反別

五反拾歩

一、開闢起立之訳、開山林屋和尚以前弘法大師開闢之地にて御座候よし申伝候、林屋和尚以前御判書通御座候所、林屋和尚以前火事出来仕焼失申候と申伝候、此文言竹本草叢御免と御座候旨申伝候、地内御免地と御座^(ニカ)

候と申伝候

一、開山は林屋和尚と申候、(一五七三)天正元癸酉年開闢仕、天正十

五丁亥歲十一月廿七日示寂仕候

一、開基は原行和尚と申候、(一五〇四)永正元甲子歲二月三日示寂仕

候、是は開山以前禪宗平僧寺ニ取立仕候ニ付、其時代

平僧寺開闢之和尚ニ御座候

一、本堂 長サ 八間半
横 七間

一、本尊は釈迦如来 丈壹尺三寸式分

但シ、木仏座像、作人不知

一、脇立 文殊尊普賢尊

但シ、木仏座像、作人不知

一、伽藍神 大権尊 丈貳尺八寸

但シ、木像座像、作人不知

一、高祖達摩大師(唐) 丈貳尺四寸

但シ、木像座像、作人不知

一、鰐口 但シ、壹尺四方 壹箇

一、大鐘 右鐘樓間敷 但シ、九尺四方

席銘写文言如斯

一、鐘樓堂

壹宇

但シ、一間半四方

一、大鐘 但シ、五世龍屋代寛永年中建立

(元年)享保丙申六月十一世長鯨代再建

但シ、丈三尺三寸

差渡二尺四寸

一、門

但シ、九尺四方

壹宇

一、觀音堂

但シ、長サ 三間
横 二間半

壹宇

一、觀音之像

但シ、石仏立像 丈二尺

一、不動之像

但シ、木像立像 丈二尺六寸五分

一、毘沙門之像

但シ、木像立像 丈二尺八寸

一、門ヨリ石橋迄

但シ、廿六間半

一、宝篋印石塔

但シ、惣丈二丈四尺三寸五分
壹重

明和四丁亥年建、〔七六七〕
『天保四年迄六十七年成申候』〔抹消〕〔一八三三〕

一、観音供養石塔 老重

但シ、惣丈老丈六寸

一、石地藏尊

但シ、惣丈貳尺一寸

一、石供養塔

但シ、惣丈六尺九寸

『同村内小末寺之分』〔抹消〕

但シ、平僧寺也 三ヶ寺』

一、境内堂社

一、開山堂

〔但シ、長サ三間半
横 三間〕

一、開山像

〔丈老尺八寸
但シ、木座像、作人不知〕

一、祖師道元像

丈老尺七寸

但シ、木座像、作人不知

一、庫裡

〔長サ 十二間
横 四間半〕

一、衆寮

〔長サ 六間
横 三間〕

一、門

〔但シ、九尺四方〕

一、観音堂

〔長サ 三間
横 二間半〕

一、観音之像

但シ、丈貳尺

但シ、石仏立像、弘法大師作と申伝候

一、不動尊像 丈貳尺六寸五分

但シ、木立像、弘法之作と申伝候

一、毘沙門之像 丈貳尺八寸

但シ、木立像、弘法之作と申伝候

一、境内古墓燈籠之類

一、境内瀧 高サ八間

一、俱利伽羅不動尊 丈四尺五寸 作人不知

一、道了宮石宮 丈貳尺六寸

一、浅野出雲守石墓 丈六尺五寸

法名

前雲州太守桃陽院殿関之宗応居士

年月〔六〇六〕

慶長十一丙午三月廿三日忌日ニ御座候

右起立由来無御座候

一、石燈籠 老対

但シ、丈六尺

一、石宝篋印塔

但シ、惣丈二丈四尺三寸五分

一、観音供養塔 老体

但シ、惣丈老丈六寸

一、石地藏尊 惣丈七尺一寸

二、石供養塔 惣丈六尺九寸

右之通取調相違無御座候、以上

天保四癸巳年

相州足柄下郡岩村

十月 禪曹洞宗 瀧門寺
実山派

御固条ニ無御座候は左ニ如斯^(簡)

一、境内御朱印・見捨地・替地・引地之年代

一、由来・縁起之明細

一、中興開山

一、扁額

一、御朱印・拝領高

一、古朱印・古文書・寺伝・縁起

古鐘・古鈴・古棟札、惣て寺宝之類

一、二王門・二天門・山門・楼門、名所古跡^(七)

一、寺中寺院号

一、境内住居之穢多・非人家数

右之通取調如斯ニ御座候

地誌調御用御出役

朝岡伝右衛門様

桜井久之助様

右之通此度御改メ故相調差出シ申候、以上

天保四癸巳歲

十月

瀧門寺現住

宗曹代

名主 伴藏

筆者 徳十郎 書之

猶又此書小田原神社御役所之差出シ申候、以上

絵図面相添差出ス者也、為念印置申候

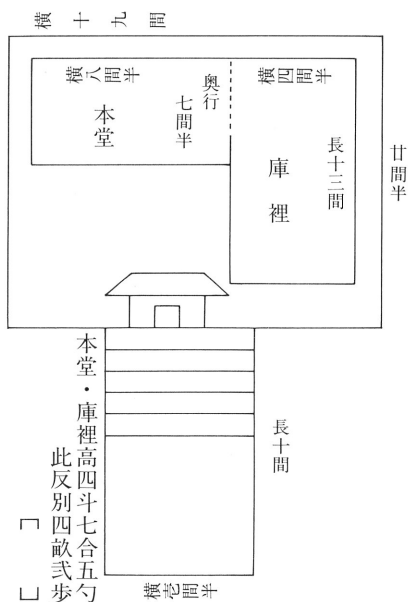
(別紙絵図面 1)

岩村

一、高老石四斗八升式合三勺 御除地 瀧門寺

此反別老反四畝廿四分七厘^(歩)

第4章 村の生活と文化



一、下田

高卷石三斗三升四合

御除地

此反別卷反四畝式拾四歩七厘五毛

二、『此外林』^(株酒)

境内反別三反五畝分^(歩)

御見捨地

此木数六拾本

此訳

松拾三本

目通三尺廻りより七尺廻り迄

此代金卷両式朱ト式又五分

杉廿三本

三尺廻りより九尺廻り迄

代金七兩三分式朱ト卷反

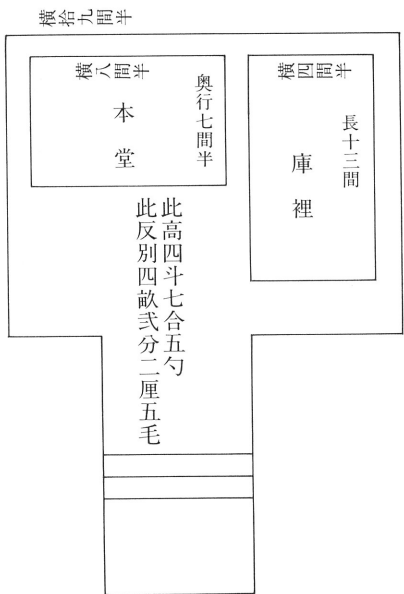
(別紙絵図面 2)

一、高式石八斗卷升六合

御除地

此反別式反九畝拾九分四厘^(歩)

奥行廿間半



(岩 瀧門寺蔵)

幕府による相模国の地誌編さん事業に際して作成された、瀧門寺の書上帳である。事業は建議者の昌平坂学問所大学頭

林述斎（地理局総裁兼務）の門下が地誌調方出役に任じられ、村々を廻村して行われたが、その下調べとして、各村々ならびに神社には雛形に応じた書上帳の提出が求められた。これらの調査をもとに編さんされたのが「新編相模国風土記稿」で、天保十二年（一八四一）に完成した。当時の瀧門寺の概略がわかる史料で、ことに別記された境内図によれば、寺院の規模・配置などは現在とほとんど変わらない。

127 (一八五二) 嘉永五年八月 真鶴村貴宮大明神神主救済の無尽

連名帳

「(表紙) 嘉永五ミつのへ子とし

無 尽₁ 連 名 帳

南呂中甸

一、当所鎮守の神主元来薄録(録)の身にして、乏敷宮ミ罷有候
 処、当子の春のなかはより跡目家督の拙子重病にをか
 され、其後また父長門煩ひの床にふし、父子共いまだ
 に快方七・八にして、薬料の手あてに尽果、難渋の有
 様朋友是を見るにしのひす、いづれ敷手段の企てもや

とまち／＼の評談ありける処に、此度西御丸御用石伐
 出しにて村々も賑敷候ニ付ては、海上の安全、石工衆
 の無難於神前ニ抽丹(樽)情祈念為仕度奉存候間、右為御初
 穂と思召、御用石御掛り合之御方々欠捨無尽御加入之
 程、偏に奉希候、以上

南呂十九日

世話人

五味牛右衛門[㊦]

会主

平井長門[㊦]

世話人

草柳孫右衛門[㊦]

同

青木丈吉[㊦]

同

露木真兵衛[㊦]

同

渡辺五兵衛[㊦]

同

長野清八[㊦]

覚

一、式口 同 与三兵衛[㊦]

老口ニ付式分掛ケ

一、同老口 池田八十右衛門[㊦]

一、式口 五味牛右衛門[㊦]

一、同老口 草柳孫右衛門[㊦]

第4章 村の生活と文化

一、同老口	青木丈左衛門 ^印	一、四分一	猶七 ^印	一、半口	同 ^{須藤源兵衛^印}
一、同老口	鈴木留平 ^印	一、四分一	菊三郎	一、同	露木与兵衛
一、同老口	熊本仁兵衛 ^印	一、四分一	作兵衛	一、四分一	船頭中 ^{吉平}
一、同老口	熊本伊兵衛 ^印	一、四分一	平作	一、四分一	万吉
一、老口	橋本清重郎 ^印	一、二口	田中 ^印	一、四分一	円次郎
一、四分老	山崎 ^{藤次郎}	一、銀五匁	平左衛門	一、四分一	甚藏
一、同	同 ^{久右衛門}	一、同五匁	兵吉	一、四分一	源次郎
一、青銅四拾疋	上山 ^{金三郎}	一、四分一	八十吉	一、四分一	新吉
一、四分一	大下 ^{八兵衛}	一、銀五匁	尚吉	一、四分一	甚兵衛
一、半口	磯崎 ^{善助}	一、四分一	久次郎	一、老口	銀藏
一、四分老	浜 ^{甚三郎^印}	一、四分一	松三郎	一、四分一	八十吉
一、四分一	勇次郎 ^印	一、半口	すミ ^印	一、金老両	庄左衛門
一、同	清九郎	一、金半口	喜三郎 ^印	一、老口	金右衛門
一、半口	重助	一、四分一	弥平 ^{た^印}	一、同	忠五郎
一、半口	露木八右衛門 ^印	一、同	鶴右衛門 ^印	一、(付箋にて抹消)	円三郎
一、四分一	権右衛門 ^印	一、同	弥三郎	一、半口	重四郎
一、老口	五味叶 ^印	一、四分一	平四郎	一、式口	重左衛門
一、半口	鶴屋 ^印	一、同	徳兵衛	一、半口	渡辺五兵衛
一、四分一	仙次郎	一、四分一	新左衛門	一、老口	
				同所 ^{常磐半藏^印}	
				吉浜村 ^{橋本次郎兵衛^印}	
				尾懸 ^{田広与次兵衛^印}	
				岩村 ^{根府川村}	
				岩村 ^{勘兵衛}	
				江浦村 ^{御役前}	
				宮ノ前 ^{池田与七郎^印}	
				宇八	
				市三郎	
				市藏	
				平五郎	
				勘兵衛 ^印	
				太郎兵衛	
				半七	
				源三郎	
				忠次郎 ^印	
				一、半口	

一、半口 露 木 清 八
一、壱口 根 府 川 村
一、青銅四拾疋 源 右 衛 門
一、壱口 江ノ浦 村

〔裏表紙〕

平井長門

悴丹波 一

〔真鶴 貴船神社蔵〕

神主と村人との生活レベルでの交流が知れて興味深い史料である。

128 (一八五三)
嘉永六年五月 真鶴村貴宮大明神奉納帳

〔表紙〕(嘉)
喜永六年

奉 納 帳

丑五月吉日ウツス之 一

一、人皇七十四代 鳥羽院

(二〇八)
天仁元戊子年

一、保安年中ニ相州鎌倉草創持軍居とす軍とす

一、七十五代 崇徳院

(二二四)
天治元甲辰年五百八拾五年成

り除き無尽。

1 無^{むじ}尽 世話人の募集に応じた参加者が、一定の掛け金を持ち寄って定期的な会を開き、各会ごとにくじや入札などで掛け金の給付を受ける者を決める方式の庶民金融組織。通常はすべての参加者が掛け金の給付を受けるまで続けられる。無尽講。頼母子講。

2 掛^{かけ}捨^{すて}無^{むじ}尽 くじに当たって金を受け取っても、その後の掛け金を出さなくてもよいとする無尽。取り除き無尽。

病を煩った貴宮大明神の神主父子を救済するために、「朋友」が相談して無尽を組むことを計画した。この度は江戸城西丸の御用石の切り出しで村々もにぎわっているの、海上の安全と石工衆の無難を祈念して、掛捨無尽とすることを申し合わせている。実質的には寄付金を募ったことになるが、

貴宮大明神
一、御本社一字

願主

名主

組頭

里中氏子

祭主 弥宜

天治元甲辰年五月吉祥旦

(異筆)
『五重塔』

第4章 村の生活と文化

後ニ大船小船船持可祭之者也

一、御船老艘

(八大龍宮十二船玉神)
沖玉命十二船玉神
充兒尊十二船玉神

天治元甲辰年大小船持

一、鳥居一ツ

名主与頭
里中氏子
祭主祢宜
大小船持

天治三丙午年三月吉辰

一、石之駒犬二頭

天治三丙午五月五日

一、貴宮大明神縁(起)記下ル 改ル之

仁皇九十九代 文和元壬辰年

同年号九月吉祥日ニ京都吉田様ヨリ縁記下ル

大坂落城之頃
其節京都ヨリ
一八幡錢体一尊

願主
山城国京三条上ル町角ヨリ三漸日
勸請藤原尊平井氏祢宜勝重

願主
当村名主
五味佐次右衛門

一、鰐ワニ口 一口

(二六四)
寛永元甲子年九月十九日

一、石鳥居 一ツ

(二六五)
慶安五壬辰年九月吉祥日

願主
当村他村惣船持
郷中大小氏子

一、明神本社一字

(二六六)
慶安六癸巳年五月吉祥日

一、御神輿 此時神主藤原尊平井孫兵衛代

慶安三庚寅年

願主
于時奉加衆

願主
同列衆船持中亦比
同 青木太郎右衛門
同 善兵衛
同 留兵衛
同 露木半兵衛
同 平井九郎兵衛
同 諷伝左衛門
願主
五味伊右衛門
同 四郎兵衛

三木徳左衛門
五味甚兵衛
中沢与兵衛
青木太兵衛
中沢与兵衛
露木半兵衛

郷中他村大小惣船持
大工 伊豆山多田左五兵衛造

一、真名鶴八咏絵シヤワラケノ歌

慶安三庚寅季桃浪吉辰

願主 風外納誌
祢宜 平井孫兵衛代

一、于時慶安三庚寅年九月吉祥日 此縁記誌置
神主藤原尊平井淨玄入道

風外納八十三才時写焉

一、丸学『是ハ慶安前之年号也』
(異筆)
(一六四六) 正保三丙戌年五月吉祥日

願主 紀伊国屋
桜井役太由

巖屋縁記曰

願主 平井孫兵衛代
クワシクワ縁記見ヘタリ

夫皆源右大將軍頼朝、平治逆乱之時巖屋籠ル
依レ是

弁財尊天石像一尊

願主 五味伊右衛門

如意輪觀音石像一尊

願主 青木太兵衛

文殊牌像石体一尊即同窟也

(洞)
本願主当村住人

露木半兵衛

巖之口源之右大將軍頼朝之御エリ有、風外納之筆也

于時正保二乙酉季仲春下旬吉辰 風外納誌之

于時慶安改元戊子季五月吉日

一、シンチウ燈籠一對

願主 泉州サカイ石小浦
池田弥三兵衛

慶安五壬辰年九月吉日

一、一ノ蔵神明本社一宇

勸請祭主祢宜藤原尊
平井氏孫兵衛

(一六五八) 明暦四戌年五月吉日

願主 名主 五味清左衛門
同 甚左衛門

一、鐘樓殿共

(一六八二) 万治四辛丑年五月吉日

願主 他村里中惣船持
大工江戸神田
田島又兵衛

一、明神拝殿

セン宮祭主祢宜藤原尊

平井氏孫兵衛

願主名主

五味甚左衛門

寛文四甲辰年十二月吉辰

同 吉之丞

他村惣船持、

江戸問屋買掛り氏子

大工

御守 喜兵衛

一、御鏡 一面

願主 江戸南新堀
中野弥平次吉次
妻おいね

寛文七丁未年五月吉日

祢宜平井八兵衛代

一、鉢 一挺

村中氏子

寛文七丁未六月十五日

祢宜八兵衛代

一、金之御幣三本

当村他村惣船持

年号月日右ニ同断

祢宜八兵衛代

願主江戸深川大島町
石間屋

一、天照皇大神宮一字

(六七三(ヤ))

延宝元甲丑年五月吉祥旦

五味 藤五郎

勧請祭主八兵衛祢宜

一、御獅子二頭

当村東ノ久保

願主

五味甚兵衛
同 清三郎

延宝三乙卯年十二月十九日

一、シンチュウ燈籠一ツ

願主

高橋彦兵衛

延宝六戊午年六月十五日

一、鬼面 二頭

願主小田原高梨町

江戸屋半兵衛

延宝七己未年五月吉辰

一、一ノ藏神明社

願主名主

五味甚左衛門

貞享三丙寅年七月吉日

組頭

源五右衛門

一、明神権屋

セン宮祭主

平井孫兵衛
草柳三郎兵衛

貞享三丙寅年十二月吉日

祭主

平井八兵衛祢宜

五味甚左衛門

五味清左衛門

五味伊右衛門

草柳伊右衛門

大工

露木市左衛門
五味権右衛門
御守 喜兵衛

一、手水鉢 一口

祢宜八兵衛代
願主当村名主

五味甚左衛門

貞享三丙寅年十二月吉日

同 岩村名主
五味安右衛門

一、御太刀 大小二腰

五味氏俊宣

貞享四卯年六月吉日

一、明神之御神輿

名主

五味甚左衛門

但飭^{カサリ}り共

同

五味清左衛門

勸請祭主 平井八兵衛

一、駒犬 二頭

一、御膳・二ノ膳、食次共

一、三方二対、御神酒鈴耆対

一、社人シヤウワク馬子供

拾三人前

本願主

一、散錢長持 一竿

組頭

(六九七)
元禄十丁丑年六月吉日

五味太治兵衛
五味權右衛門
草柳伊右衛門

惣船持

村方惣氏子

江戸問屋売買掛寄氏子

一、太鼓 耆張
一、御太刀 一腰

村中大廻船
惣船頭中

元禄十丁丑年六月吉辰

平井八兵衛代

一、疊 七疊

願主石小浦納屋

繩船惣船頭中

元禄十二己卯年五月吉辰

平井八兵衛代

一、学鳥居 一門

本願主武州江戸大川端
西山三郎兵衛

元禄十二己卯年八月吉祥日

平井八兵衛代

一、翠簾 一掛ケ

当村名主願主

五味清左衛門

(七〇四)
宝永元年霜月大吉利

平井八兵衛代 賀則

一、縁記筥 耆ツ

組頭權右衛門粹
願主 五味權之丞

宝永二ヒノト酉年六月十五日

平井八兵衛代

泉州サカイ石小浦納屋

一、御神酒鈴 一對

池田与七郎

年号月日右同断

平井八兵衛代

当村西ノ久保願主

一、弁財天 一字
一、同鮫口 一口

御守重兵衛
右 同 人

(七〇五)
宝永十七庚辰年五月吉日

八兵衛代

一、明神御閑屋幕 一張
 一、ノ藏神明幕 一張

宝永十七庚辰年六月十五日

願主門川村
 保科清五郎
 右 同人

一、鯨口緒 一筋

宝永十七庚辰年十二月吉日

願主石小浦納屋
 表具屋
 長左衛門
 右 同人 代

一、湯立ごとく 一口

願主

門川村
 太治兵衛

かしや村
 彦兵衛船長徳丸

福浦村
 九右衛門船万吉丸

門川村
 五郎兵衛灘吉丸

当村
 権作船いせ吉丸

一、火箸 耆本

正徳三癸巳年八月吉日

江戸かじ屋
 願主
 天満屋三郎兵衛
 平井万次郎代

一、明神拜殿造立

享保九甲辰年五月

祭主弥宜
 平井万次郎代
 本願主名主
 五味甚左衛門
 同 常 五 郎

組頭
 五味惣重郎
 五味藤兵衛
 郷中大小惣氏子

武州江戸
 問屋売買掛寄氏子

当村大工
 木原奎左衛門

願主泉州サカイ石小浦納屋
 池田与三兵衛

一、しんちう燈籠一對
 享保九甲辰年五月吉日
 平井万治郎代

一、御幣串三本
 享保九甲辰年六月吉日
 当村名主隠居笑倉
 五味甚左衛門

一、鉾ふきながし耆ツ
 享保九甲辰年六月吉日
 当村田倉才三郎妻
 願主 てう 女

一、御船之印耆本
 年号月日右同断
 平井万治郎代
 当村東久保
 大木与兵衛

一、御船 一艘
 門川村願主
 寺井五郎兵衛
 船頭・水主中

享保十六辛亥年五月十五日

武州江戸大川端
大工 喜兵衛

平井万次郎代

一、瓶 一口

泉州サカイ石小浦納屋
願主 骨屋市兵衛

享保十七壬子年正月十五日

宮前 孫次郎

一、石之駒犬 二頭

当村東ノ久保願主

永野留兵衛

元文四己未年六月十五日

虎市丸船頭權助

水主五人

平井万次郎代

当村

橋本甚五兵衛

納や

市兵衛

一、鉾ふきながし

(七七五七)
宝暦七年

一、かちや両社出来

世話人

喜三郎・一郎右衛門

伊兵衛・喜兵衛

丑五月出来仕候

(八五三三)
嘉永六年丑八月
一、大長ちん 壹ツ

神主丹波代

信州松本

丸や芳兵衛

やと文右衛門

(八五五五)
安政二年十二月十八日

一、東若者出し之花 壹本

(一) 同格子共

願主当村

橋本 啓助

嘉永七寅六月十三日
一、寄合書額貳枚

願主加賀之出生

長林甫

奉納金壹朱添

願主

魚屋定次郎

嘉永七寅六月十八日
一、龍ノ大額壹枚

同所 宇

一、大挑灯 貳ツ

当村ニイヤ松

新次郎

糺屋 清吉

(裏表紙)
「嘉永六年ニ是をうつしかい仕候

平井長門守代」

(真鶴 貴船神社蔵)

貴宮大明神に納められた奉納物の書上である(市倉明神も含む)。年代的には天治元年(一一二四)から安政二年(一八五五)までの七三一年間にわたっているが、その大半は江戸時代前期から中期に集中している。江戸時代以前については不明確な部分もあるが、貴宮大明神に対する信仰を知ろう

で貴重な史料である。願主は村役人を中心とした村内の氏子や船持中が主ではあるが、周辺の村々や小田原、さらには江戸、信州松本などからも奉納されており、信仰の広さがしのばれる。

129 (一八五五)
安政二年六月 真鶴村市倉明神祭礼執行差止め一件

につき貴宮大明神祠官の願書

乍恐以書付御願奉申上候御事

従先年市倉明神社内之義ハ拙者兼帶仕、祭礼神行之節御届前書之通リ以書付御届奉申上候処、此度同村市倉明神掃除守孫右衛門申出、来ル辰年之神行之義は兼帶差留申聞候処、何故如此之断ニ御座候と相答申候処、其方祈願は相不用、此方勝手次第ニ相勤可申候と断有之候処、如何取計可仕候哉、御掛様御下辞御願申上度、此段乍恐以書付御願奉申上候、以上

安政二乙卯年

六月

寺社御奉行所様

真名鶴村

平井数馬^①

(真鶴 貴船神社蔵)

真鶴村の市倉明神の祭礼は、貴宮大明神の神職である平井家が兼帶するならわしであつたが、掃除守の孫右衛門が来年の神事の執行を差し止めると言いだした。困惑した祠官の平井数馬は、この一件の取り計らい方についての下知を、小田原藩の寺社奉行所に願ひ出た。

130 (一八五五)
安政三年三月 岩村瀧門寺の梵鐘取調べ書上

伊豆国田方郡南条村昌溪院末

岩村

禪宗 瀧門寺

一、梵鐘^① 但シ、

龍頭共 四尺五寸

考尺

横差渡し式尺三寸五分

目方八拾貫目余

口厚壹尺八寸五分

鐘銘

銅頭鉄西 脱休現成

洪纖随扣 報化応情

中心虚廓 吼声鉤鏗

響徹妙々 表不生生

法器禪矣礼衆賢行列聖

粉範時修令瀧門鼓浪次

徹幽明世出宏利有此華

鯨

末寺五箇寺

右は此度梵鐘有無御取調ニ付、奉書上候通り相違無御座候、御入用之節は差出可申候、以上

安政三丙辰年

相州足柄下郡岩村

三月

瀧門寺『（抹消）』

坦秀（花押）

寺社御奉行所

右瀧門寺被奉書上候通相違無御座候、依て私共奥印仕奉差上候、尤外寺社ニは一切無御座候、以上

岩村

与頭 元 治 郎『（抹消）』

同 源 七『（印）』

同 伊 兵 衛『（印）』

寺社御奉行所様

（岩 瀧門寺藏）

安政二年（一八五五）三月三日、黒船来航による対外的危機が高まるなかで、幕府は前年に出された勅命を受けて、諸

国の寺院の梵鐘を鋳直して銃砲を造るように命じた。いわゆる梵鐘鋳改令と呼ばれるものであるが、この瀧門寺の梵鐘取り調べもこれに応じたものである。なお、瀧門寺の梵鐘がこの時鋳直されたという記録はないが、口伝によればこの梵鐘は、明治前期の真鶴村との漁場争論の際に、生活に窮した村人のために金に換えられたという。

131
（一八五六）
安政三年七月

神主継目ならびに装束着用等の免許
につき平井数馬の願書

奉願

一、継目御許状、風折烏帽子狩衣

一、三部御稜（敬） 神拝式次第

義、此字は御本所差合相成候間不可入候

一、願名平井長門、藤原——何

但、父長門義文政六年九月九日御許状拝受仕候
（一八三三）

右之通奉願上候、尤神社 御条目天明二年御再触之御
（一七八二）

趣意は不及申、御家御配下之儀ニ付、官位御執奏は

勿論、神祇道御法令堅相守、子孫永久継目御許状無懈
意御下知違背不仕候間、此段宜御沙汰奉願上候、以上

大久保加賀守領分

相模国足柄下郡真鶴村

貴宮大明神祠官

安政三辰年七月

平井数馬印

御本所様

御役所

(真鶴 貴船神社蔵)

貴宮大明神の祠官平井数馬が、吉田家に対して神主の継

目、装束着用、三部御祓、神拝式次第、受領名についての許

状を求めた願書である。平井数馬(駿河守直栄)に関して

は、神道裁許状の下賜にともなうて発行されるさまざまな許

状に対する願書と、仮免状および本免状などが多数残ってい

る。史料143にかけてこのすべてを収録した。これらによつて

吉田家配下の神主として必要な免状の種類とその手続きが知

れるのであるが、同時にそれは神主として必要な能力・技

能・資格などをも示しており、その意味でも注目される史料

である。

132 (一八五〇)
安政三年七月

職分継目・装束着用等につき平井数

馬への仮免状

相模国足柄下郡真鶴村

貴宮大明神祠官

平井数馬

右職分継目御許状、風折烏帽子・狩衣着用、三部稜等免
許之事、仮令承置候也

但、来八月中本紙可引替事

神祇管領吉田殿

関東

安政三辰年

御役所印

七月廿五日

(真鶴 貴船神社蔵)

133 (一八五〇)
安政三年八月

神主号免許につき平井直栄の願書

奉願

一、神主号 御免許

右之通御許容被成下候様奉願上候、此段宜御沙汰奉願上候、以上

安政三辰年八月

相模国足柄下郡真鶴村
貴宮大明神祠官
平井駿河印
藤原直栄

御本所様

御役所

(真鶴 貴船神社蔵)

134

(一八五六)
安政三年八月

十八神道相伝ならびに大祭礼一日衣冠着用の免許につき平井直栄の願書

奉願

一、十八神道御相伝

并御切紙御相伝物は、父直道文政六年九月九日奉

願候通御目録書ニ被成下候様奉願候

二、一日法令衣冠着用御許状

但、大祭礼

六月十四日・十五日

(追筆)
『立烏帽子 御免許』

右之通奉願上候、尤私義、繼目御許状は安政三年七月奉願上候、且領主表其外同職等ニ故障之筋毛頭無御座候、若故障出来候時は、神祇道御作法通被仰付候共一言之儀申上間敷候、此段宜御沙汰被下候様奉願上候、以上

安政三辰年八月

相模国足柄下郡真鶴村
貴宮大明神祠官
平井駿河
藤原直栄

御本所様

御役所

(真鶴 貴船神社蔵)

十八神道(三九妙壇十八神道)とは、神道護摩、宗源行事とならぶ吉田神道の行事(儀式)のひとつで、とくにこの三つを三壇行事と称して、行事の中心に置いていた。十八神道の一八は、天地人の各六神道を合わせたもの。

135 (一八五六)
安政三年八月

十八神道相伝引渡しにつき平井直栄
の願書

以書付奉願上候

今般私儀、十八神道御相伝奉願候ニ付、御引渡御代官之儀は、同国高座郡一宮寒川神社神主金子伊予え被仰付被成下置候様奉願上候、此段宜御沙汰可被下候、以上

相模国足柄下郡真鶴村
貴宮大明神祠官

安政三辰年八月

平井駿河

御本所様

御役所

(真鶴 貴船神社蔵)

十八神道の相伝については、御引渡しの際として相模国の一之宮である寒川神社（現寒川町）の神主を指名しており、同人がこれに深くかかわっていたことが推測される（史料143参照）。

136 (一八五六)
安政三年八月

大祭礼一日法令衣冠着用につき平井直栄への仮免状

相模国足柄下郡真鶴村
貴宮大明神神主
平井駿河藤原直栄

右当社大祭礼六月十四日・十五日、一日法令衣冠着用之事、仮令承置候也

但、当月中本紙可引替之事

神祇管領吉田殿

関東

安政三辰年

御役所図

八月廿九日

(真鶴 貴船神社蔵)

137 (一八五六)
安政三年八月

神文之事

陰陽道相伝につき平井直栄の神文

今般陰陽行儀御相伝被成下、冥加至極難有仕合奉存候、此御相伝は相限直栄一身者也、他人は不及沙汰、仮令雖

為親子曾以伝授仕間鋪候、若於令違背は可蒙 天神把

祇殊尔波奉仕貴宮大明神御罰者也、仍て神文如件

相模国足柄下郡真鶴村

貴宮大明神祠官

安政三辰年八月

平 井 駿 河
藤原直栄

御本所様

御役所

(真鶴 貴船神社蔵)

陰陽道(おんみょうどう)とは、古代中国の陰陽五行説に

基づいて、卜筮・占星や天文・暦数などをあつかう術をい

う。吉田神道は、当時知られていたあらゆる思想を融和混淆

して神道思想の脚注にあてようとしたところに特徴があり、

その具体的内容として儒・仏・道三教のほかに陰陽道を引

き、神道の儀式作法のひとつとして位置付けていた。

138

(一八五〇)
安政三年八月

官物不行届につき吉田家本所よりの

金子拝借証文

拝借申一札之事

一、金老両老歩也

右は今般初重法令神主号奉願候処、官物不行届ニ付拝

借申候処実正御座候、返納之儀は来已三月中急度上納

可仕候、若遅滞仕候ハ、仕立飛脚を以被 仰聞候と

も一言之儀申上間敷候、無相違期月返納可仕候、為後

日拝借申一札仍て如件

相模国足柄下郡真鶴村

貴宮大明神祠官

安政三辰年八月

平 井 駿 河印

御本所様

御役所

(真鶴 貴船神社蔵)

吉田家から神道裁許状や種々の許状を受けるためには、その札金として相当の官物を納めなければならず、許状を得る

ための上京費用とあいまって、村の神主にとってはかなりの負担となっていた。

安政三年九月廿五日
神祇管領長上正三位卜部朝臣（花押）

（真鶴 貴船神社蔵）

139 (一八五〇)
安政三年九月 平井直栄への神道裁許状

相模国足柄下郡真鶴村貴宮大明神主平井駿河藤原直栄、着風折烏帽子・狩衣任先例専守社職格式可抽太平精祈者

神道裁許状如件

安政三年九月廿五日

神祇管領長上正三位卜部朝臣良然印

（真鶴 貴船神社蔵）

141 (一八五〇)
安政三年九月 平井直栄への参詣次第授与状

参詣次第

先前斎 早旦行水

次着浄衣

次取菰串菰我身

次社参

次鳥居大事印明
口伝

次進神前

次乍立一揖

次着座一揖

次六根清浄太穢十宝印

次中臣菰

次三種太穢三十六反
或十二反

次心中祈念

140 (一八五〇)
安政三年九月 祭礼一日法令衣冠着用につき平井直

栄への免状

相模国足柄下郡真鶴村貴宮大明神主藤原直栄、当社祭礼六月十四日・十五日一日法令可着衣冠者
神道之状如件

次拍手二

次二拝

次一揖

次立座一揖

次退下

右授与藤原直栄訖、慎而莫忘矣

安政三年九月廿五日

神道管領 團

(真鶴 貴船神社蔵)

病者加持

日拜大事

月拜大事

祈念祝詞

祈雨祝詞

止雨祝詞

神道加持次第

鎮火加持

昆虫祓

神道誕生安平加持

疫神祭略次第

神道星祭略次第

右拾八ヶ条授与藤原直栄訖、慎而莫忘矣

安政三年九月廿五日

神道管領 團

(真鶴 貴船神社蔵)

142

(一八五六)
安政三年九月

平井直栄への相伝十八か条授与状

相伝条々

奉幣略次第

遷宮次第

仮殿祝詞

御動座加持

御鎮座加持

六月秋次第

吉田家配下の神主として行う呪禁や祈念の儀式・作法一八

か条の相伝授与状であるが、このなかには農耕や村民の生活に関するものが多く、興味深い内容となっている。

143 (一八五八)
安政五年五月 平井直栄への十八神道初重相伝につ

き寒川神社主よりの書状

以剪紙致啓達候、然は一昨歳十八神道初重之相伝被受其
盡閑等ニ相成候、今般閑東御役所目代山田宰記様并成瀬
掃部様より早々御伝授引渡可申旨被申聞候間、御請書差
出可被申候、此段申述度如此御座候、以上

安政五年五月十一日

金子伊予守

重徳(花押)

平井駿河様

(真鶴 貴船神社蔵)

吉田家の江戸出張役所である関東御役所は、寛政三年(一七九一)に開かれた。当初は小石川の白山社内に置かれたが、後幕府から浅草に拝領地が与えられたことにより移転した。差出人の金子重徳は寒川神社の神主であり、直栄への十

八神道の相伝について関東御役所の目代から指示を受けていることがわかる(史料135参照)。

144 (一八七〇)
明治三年十二月 真鶴村神社御取調書上帳

「(表紙)

神社御取調書上帳

真鶴村

神主

平井直栄」

相模国足柄下郡真鶴村鎮座

貴船大明神

但、式外之社ニ御座候

一、社 奥行四間 横四間

但、建物 鳥井一字

一、祭神大己貴命

但、勧請は寛平元己酉歳ニ候『月日は相知レ不申

候』六月十五日、社号之儀は旧来貴宮と相唱候
処、御一新ニ付慶応四戊辰歳より貴船大明神と

相改申候

一、社位

但、無御座候

一、祭日 毎歲六月十五日

一、社地 奥行十二間三尺 横九間

但、地所之儀、勸請以來沿革無之候

一、勅願所

宸翰

勅額御撫物・御玉串献上等無御座候

一、社領・現米・家録等無御座候

但、御供免除地四畝拾八步御座候

一、造宮ゾウグ之儀は氏子（復）にて修覆仕候

但、年限之規則は無御座候

一、末社

海神一社

祭神豊玉彦命

稻荷大明神二社

祭神稻蒼魂命

栗島大明神一社

祭神少彦名命

一、社中職名家筋

但、先祖平井直兼、寛平元己酉年（採消）『神主』百姓祢

宜ニ相成、以後代々（採消）『神主職掌ニ御座候』当社

守護仕候、（採消）『享保十九年』（一七五三）宝曆三年吉田殿配下

ニ相成、以後私迄六代風折烏帽子・狩衣着用仕

候

一、社中 男女合七人内男五人 女貳人

一、神宦（金）他社兼勤左之通

一、一倉明神一社

真鶴村（採消）

百姓『周蔵』孫右衛門抱

神事兼勤

平井直栄

祭神事代主命

一、天神一社

真鶴村

村中抱

神事兼勤

平井直栄

祭神菅原神

岩村

一、兒子明神

（採消）『村中抱』

百姓直三郎抱

神事兼勤

平井直栄

祭神大宮姫命

末社海神一社

一、一社 氏子真鶴村

小田原管轄にて府県へ渉候儀無御座候

一、小田原藩庁迄当社より道程三里二十二町十間御座候

右は從 ^(太) 大政官御布告御座候廉々巨細取調書上候

処、相違無御座候、以上

明治三庚午十二月

平井直栄

民政御役所

真鶴村

名主

太治兵衛

与頭

喜久三郎

同 甚三郎

同 左右五郎

同 定次郎

同 貴船神社蔵

(真鶴 貴船神社蔵)

神道の国教化政策をすすめる明治新政府は、明治三年(一

八七〇)の太政官布告をもって、村々に神社取調帳の提出を

命じた。本史料はこれに応じた真鶴村の神社取調書上帳である。真鶴村ではこの書上帳のなかで、貴宮大明神の社号を慶応四年(一八六八)に、現在の社号である「貴船」に改めたとしており、注目される。このころ各地の神社では、政府の政策に対応するため、あるいはこれを契機として、こうした社号や祭神の変更、小祠の合祀などがさかんに行われていた。

145
明治三年十二月 岩村神社御取調書上帳

(表紙)

神社御取調書上帳

岩村

相模国足柄下郡岩村鎮座

岩村

兒子明神

『村中抱』百性直三郎抱

一、社

奥行二間
横四尺

但、式外之社

平井直栄

一、祭神大宮姫命

但、勸請年紀相知不申候

一、祭日 六月十五日

一、社地 奥行二十六間
横十五間 但、御除地

但、地所沿革は無御座候

一、勅願所

宸翰

勅額御撫物・御玉串献上等無御座候

一、神位は無御座候

一、社領等無御座候

一、造営は村中普請御座候

一、末社

海神社

祭神豊玉彦命

一、社中職名無御座候

一、一社 小田原管轄にて府県涉候儀無御座候

一、小田原御藩庁迄当社より道法三里四町

右は從 (大) 大政官御布告御座候廉々巨細取調奉書上候

通相違無御座候、以上

岩村

明治三庚午十二月

岩村

与頭

元

吉

同

同

同

同

同

同

同

(真鶴 貴船神社藏)

前掲史料と同じく、明治新政府の太政官布告に応じて作成された、岩村の神社取調書上帳である。

第二節 真鶴の伝承と文化

146 (一六四五)
正保二年二月 僧蔭山筆の鴟窟縁起

関東路相州足柄下郡早河庄真名鶴崎鴟窟者昔年右大将石橋合戦敗北之時暫忍居之旧地也到今星霜四百余年陳跡消尽矣此郷産五味伊右衛門尉演貞深歎息掃石苔修理窟中造立石仏奉安置□岸畔予亦年来感旧説故傍写遺像我願図満衆望亦足

白簾明神 頼朝朝臣姓受源末業輝先親生非凡人垂跡是新平治逆乱十四霜春豆州被配送二十四旬治承二比起兵東辰一戦失利入窟藏身運絶比倫今千歳後其跡已泯穢氏陰子以図雖記無智短才筆法不真

銘曰

出此嶽辺主日東 古今天下大平公
能令政道施恩化 四海九州仰舜風

正保二仲春下旬

乞食沙門¹蔭山

(真鶴 五味源太郎氏藏)

1 乞食沙門 乞食は人家の門に立つて食を乞いながら行脚

し、仏道を修行する僧のこと(あるいはその修行そのもの)で、沙門は出家の総称としても用いられるが、とくに曹洞宗の僧をさすことが多い。

鴟窟(しとどのいわや)は、平氏討伐のために兵を起こした源頼朝が、治承四年(一一八〇)八月二十三日の石橋山の合戦に敗れた際に隠れ潜んだという伝承をもつ洞穴である。

この時、窟のなから鴟という鳥が舞い出たのでこの名があるという。それから四〇〇年以上もの歳月が流れ、もはやその陣跡も消えて、荒れるにまかされていた窟の現状をなげいた、当時の真鶴村名主五味伊右衛門演貞^{のまこと}は、窟内を修理・清掃して一体の石仏を安置した。この縁起は、鴟窟のいわれとこうした五味演貞の功績を書きつづったもので、筆者は蔭山という乞食沙門である。蔭山については、生没年、経歴とも不詳であるが、おそらくは後掲の風外と同じように、真鶴に身を寄せて乞食生活をしていたものと思われる。なお、鴟窟内の岩石にはこの縁起と同文のものが、頼朝の絵像とともに刻んであるが、すでに風化がはげしく全文を読むことができない。

147 (一六四五)
正保二年二月 僧風外筆の鴉窟縁起

巖屋縁記曰

夫此鴉巖屋者古源右大將軍頼朝于時平治逆乱以來永歷年中雖為若年遇流刑異日石橋山之合戦失利敗軍国乱忌居及棄其德君危而欲避在刑人処之厥難速馳入藏身給所之岩中也雖^(一)然還為合武運天從這在処出世無疑諸国随世之臣競來拳甲兵君奉守護顯嘗則這窟内為当国無二旧跡惜哉近代岩^(二)屈崩裂而雖及其旧地衰廢今亦^(三)蒼苔清塵埃凡人乱在蹈散憶著後季欲為仏在処此郷之住人五味伊右衛門尉演貞者奉勸請大升才尊天石像一体造立而以即令安置是作善事儀也既經^(四)發善心実為成仏墓發惡心即是獄卒也亦曰在善業即有善報在惡業即得苦報云々亦云善者堂塔供養仏事祭礼經卷書写是也然則如何成田舎卑賤不枉其法儀可礼仏亦可拝神只信心深脩然以在処之惣民悉帰諸願可達望敬白再拝々々

本願主 五味伊右衛門

奉勸請如意輪觀音石像一尊造立

此時同窟令安置者也

願主 当処住人
青木太兵衛

于時正保二乙酉季 仲春下旬吉辰 風外納誌之

(一六四八)
于時慶安改元戊子季五月吉辰

奉安置文殊牌像石体造立即同窟也

願主 当処住人
露木半兵衛

(真鶴 貴船神社蔵)

蔭山の鴉窟縁起と同年月に書かれた風外の縁起で、内容的には蔭山のものと同じである。風外は蔭山と同じ乞食沙門で、当時真鶴の断崖に庵を結んで住んでいた(史料15解説)。既知の名筆である風外と蔭山の両僧が、競い合うようにして鴉窟と五味演貞にまつる縁起を著している点が興味深い。乞食生活を営む風外と蔭山にとって、真鶴村の名主である演貞は大きな後ろ盾であり、両僧と深い親交があったことが推測される。

148 (近世前期) 水戸藩主徳川頼房、真鶴村五味家にて

休轡につき伝風外筆の来駕記

從江城東方常州之國司 中納言源頼房公 寛永二十昭陽協洽孟冬中元之於午時而辺土遠國之触村令倚休真名鶴渚花輩此在家二百余也里中數民上下作群以崇焉矣過徒隨光之來客貴賤填磯以無所止泊乎抑茲 主君者日域当家 家光將軍為叔父新田徳河之苗裔也伝聴對臣有哀憐志氣矣納今至此憶着元來明君索下有和氣亦仁者所謂未廢貧賤也皆以慈悲之余乎雖然是豈覺隨縁之至義但自然公道也矣然者五味演貞此郷住人也居処鬧市裏之雖陋屏草宅不扞厥小家茅屋以辱驀面成 頼房御光臨即抛座哉而于座上徒草華三色置焉為賞得高覽以不獲已剩 御自身手戲之作生花以令為暫時之詠弄乃後於于熱海欲索渡航也貞重 貴命故忽焉而為御忠節之号日吉丸起出一艘以即令速馳向也貞遂不離君前奉隨事而已経累日故亦異冀倚陰博陽弁記之則數日而設帰帆也往復共無災無難而以速也今度子細記得旨趣者貞每度有忠信之志故也這 君者為你可守護之主於于後季箇

之式通一大事也曾不可輕今茲一翰護持族者於于累代似奉直君恩顔拜不可儀式懈怠因茲叶冥加你覺永伝子孫去亦流布末類至于代々世々治定五味一門之可為家珍者也

(真鶴 五味源太郎氏蔵)

寛永二十年(一六四三)の十月、水戸藩の初代藩主である徳川頼房が、熱海への湯治の途中に真鶴村に立ち寄り、名主の五味伊右衛門演貞宅に一夜の宿を求めた。頼房は徳川家康の一一男で、時の將軍家光にとっては叔父にあたる人物である。これは頼房の来駕に感激した演貞が、この光榮を子孫に伝え、五味一門の誉れとするために、当時のようすを風外に依頼して著した来駕記である。ただ、この来駕記自体はその直後に書かれたものか、後に改めて著したものかは不明である。また、風外の署名や落款もないが、頼房を迎えた演貞の心情を余すところなく伝えていて興味深い。

149 (近世前期) 水戸藩主徳川頼房、真鶴村五味家への

来駕記

寛永癸未之冬我

黄門¹君浴²于熱海温湯³一日税⁴華⁵駕於五味氏演⁶貞

宅⁷一盛⁸花⁹於竹¹⁰瓶¹¹以遣¹²其興¹³演¹⁴貞感¹⁵刻¹⁶之

余命¹⁷画¹⁸一工¹⁹写²⁰之欲²¹伝²²不²³朽²⁴且誇²⁵中

其後裔²⁶也

餅²⁷裏²⁸黄²⁹花³⁰映³¹白³²椿³³梅³⁴兄³⁵攀³⁶弟³⁷国³⁸香³⁹新⁴⁰漆⁴¹

園⁴²遺⁴³愛⁴⁴南⁴⁵陽⁴⁶水⁴⁷餅⁴⁸把⁴⁹還⁵⁰齡⁵¹祝⁵²主⁵³人⁵⁴

洛下書生了的書

(真鶴 五味源太郎氏藏)

1 黄門¹ 中納言の官名を唐の制度でいうときのいいかた。こ

の場合水戸藩主の徳川頼房をさす。

前掲史料と同じく、水戸藩主徳川頼房の五味演貞宅への止宿に関する来駕記(写し)である。筆者については「洛下書生了的書」の銘があるが、その詳細については不明である。

いずれにしろ、こうした出来事を単なる記録としてではな

く、ひとつの文芸的な形式にしてとめておこうとする点に

ついては、史料146・147にみられる鴨窟の顕彰やその縁起の記

述、あるいは貴宮大明神への信仰(史料128)などの活動とあ

わせて、演貞の文化的造詣の深さを示すものとして注目されよう。

150 (享保九年) 真鶴八詠ならびに引

真鶴之八詠並引

相州城之正南十有八里可有村号曰真鶴也西北冠於宮根与日金之雲焉東南屣乎江島兼大島之波焉繫可压乎太湖網川之佳景而国之壯觀也於是乎居諸欲蹂躪於風致之梗概而賦之尚未詳乎五金七玉之声振則閣筆於水上而默止而已矣然而享保九歲舍甲辰盾日郷党之氏人戮於爪掌之力而新造貴宮明神之拜殿也顧夫椽梲鏤金瑞籬列玉之靈境誠可仰揭焉之神威而砭骨矣肆雖若余謏劣不能口生白醺卒綴於倭歌弋首与八景若干以掛千宝殿也協律都尉者為劉於金根之靈而運斧則幸甚矣

第4章 村の生活と文化

貴宮明神

夕たちやふりゆくそらの

雲消て神路の山に

すめる月影

磯崎夕照

老漁未歇盤渦裡

日把釣竿放木鵝

更覓四山風定後

煙波影散夕陽多

菅原祠堂（添記1）

威德天神如在処

和光月朗与山開

誰知魏闕風塵外

一夜飛来千里梅

鴉岩秋月（添記2）

石橋敗北樹將軍

削迹鴉岩勞骸筋

旦喜流芳千載下

秋天对月咏南薰

貴宮晚鐘

松擁貴宮雲樹晚

声々入浪吼華鯨

借問漁簑何処子

笑指上方收置綫

小洞浜落雁

秋風已動暮天崖

雲断桂輪入浪花

却怪衡陽千点雁

双翎未刷起平沙

御崎野暮雪

冬天一望御崎野

片々撒塩平有無

疑是晚来乘興去

図南万里到方壺

猿猴之岩（添記3）

虎頭巧下丹青手

投筆巉岩画白蟻

熟進輕舟回首見

子母似存半不存

笠島帰帆

灘勢已窮笠島隈

夕陽拍岸与波摧

却驚下載順風晚

一葉舟飛掌上來

純月吉祥日

住于水上山

大錢龍

草稿

（添記1）

自註蝸室翼然而枕于江者風外道人之所棲止也慶安中

新建乎菅丞相之石廟而祠焉

（添記2）

自註治承中佐殿与景親挑戰於石橋山而軍敗也故北走

卒達于真鶴而隱于鴉岩矣不妨鄉人之所伝而已

（添記3）

自註里人皆謂昔時狩野氏古法眼来摧而画猿猴於岩也

故為名云云不知画喚不画喚未遑于掉臂而爭耳

（真鶴 貴船神社藏）

享保九年（一七二四）五月に、貴宮大明神の拝殿が新築さ

れたことを記念して掲げられた奉納額の草稿である。筆者は

水上山住の大錢龍とあり、序文によると、この時倭歌（和

歌」と真鶴の景勝地をうたった八景の詠歌を千宝殿に掲げた
とある。このうち磯崎夕照以下の八景の詠歌は、風外の作と
伝えられるものである。嘉永六年（一八五三）の「奉納帳」
（史料¹²⁸）によれば、慶安三年（一六五〇）桃浪吉辰（三月）
の日付で、風外が誌して納めたという「真名鶴八味絵シヤワ
ラケノ歌」というのがあり、あるいはこれをあらためて掲げ
たものかと思われる。なお、この「奉納帳」には、拝殿の
新築に際して真鍮の灯籠一對と、御幣串三本、鉾吹き流し一
つ、御船の印一本が奉納されたことが記されている。

151
安永八年(一七七九)

安永八年五月 岩村瀧門寺俳諧奉納額

奉納

賦何鏡俳諧之連歌

豆州伊東新井の磯辺に地を卜て

い、やましに家栄へ侍るも是皆

古郷の恩なり年比(ころ)渴仰奉る

觀世音をぬかつき奉りて賤き言草

かきすて宝前に掛奉る物ならし

若水や古郷わすれぬ瀑布の恩

朝日戴く屠蘇のおゝつき

佐保姫の機糸遊ぶ懸そめて

松も動かぬ風つゝくなり

抜て居る髭もそろへて秋の月

ぬれたきぬたを返す漸寒

養父入の欲は二度めも雛に来て

占數奇のなふらるゝたね

六波羅はまた夜も明す肴売

時雨を雪にかきならす琵琶

山茶花の咲けハさくほど猶淋し

鶴か下りたて直る御機嫌

恋をなし此ころ紅ミのはやり神

四十からつゐそれる番頭

綾瀬川月に暑さを捨て来る

茶も吞習ふ観音信仰

にくからぬ華の中なる鬼瓦

とふか末しきやまふきの薨

松十

泰乙

吞吐

松

乙

吞

松

乙

吞

松

2

吞

松

2

吞

松

乙

路

[illegible]

軸

無壁庵

筆かえて聞すら涼し法の滝
吞吐

豆州伊東新井邑

夜琴亭

松十

安永八己亥歲五月吉辰 敬白

(岩瀧門寺蔵)

豆州伊東新井村（現静岡県伊東市）の俳諧師夜琴亭 松十郎（よんべい しょうじゅう）が、俳友の呑吐（のんど）と泰乙（たおつ）をともなつて、岩村瀧門寺境内の観音堂で催した句会の奉納額である（樗板、縦五九蓼、横一八八蓼、厚五・五蓼）。ここでは五七五と七七の句を三六句連ねる「歌仙」という形式がとられているが、これは俳諧の形式としてはもともと一般的なものであった。松十は岩村遠藤平兵衛の五男として生まれ、叔父にあたる新井村の海産物問屋池田弥兵衛の養子となった人物で、小田原俳諧人のひとりとして活躍していた。元禄期以前にさかのぼるといわれる小田原俳諧は、東海道の宿場町としての人的な往来や、城下町としての形態のなかから、武家や僧侶、それに富裕な庶民層が加わって特色ある地方俳諧の風土をつくりあげてきたといわ

れ、このころまさにその最盛期を迎えようとしていた。

152 (三八三〇)
文政十二年三月 真鶴村名主五味甚左衛門による鴟

窟内三尊像奉遷の記

関東路相州足下郡真名鶴崎鴟窟は、昔年右大将頼朝朝臣石橋合戦敗北之時、暫御忍居之旧跡『也』^(抹消)にて、五味伊右衛門尉演真深歎息テ掃^二石苔^一修^二理^一テ窟中^二造^二立石仏^一奉安置、夫より星霜程隔テ元禄^(尊)年中^一之頃、手船叶丸之船頭に久五郎と申き、常に海上を宿として世をおくり、忒十五歳之時常ならず風雨して已に危キ命をたすかりぬ、此時ひそかに思ひしハ、この身一ツ養^(わ)□んとてかゝるいぶせき業をなす事、誠ニつたなき心ニあらずや、今よりして縦ひ立所に飢渴斬害におよぶ共、此身のためには心をつかふまじきと自誓を立、たゞちに念仏門に入、偏ニ西方をねかひ、鴟岩屋とて海辺にて常に波打入しかば人の通もなき所を見^(当カ)□て、是究竟の道場なりと一椀の飯をも持て引籠り、念仏の声たへ間なくあたりに貴クて、里人かわるく食物をはこびてまいらせしか、つゝに念仏

のこへたゆる間なかりしとなり、六・七年の内二千日の廻向をつとめられしに、毎夜竜灯^(燈)三ツ四ツあかりしかは、あたり難有事ニ思ひて小田原の御奉行所えも訴侍りし、其頃小田原より二・三里過て松田の淨願寺とて禅寺ニ恵心の御作の弥陀尊あり、住持の夢に如來いらせたまひ、我は鴟か岩屋即往か許へゆかんと造たまひし事数度におよひしかは、貴キ事と檀那の面々へかくと語レバ、又それくの人も件の御夢想ありとて、頓て彼ノ所を尋もとめ如來を贈り奉て、つゝに岩屋に安置しけり、此時始て如來尊より御名をたまはりしとて即往と呼けり、其頃即往法師抹香をもとめけれハ、内ニ観音尊の靈像まし／＼ける、是も有かたき事と思ひ信シける、右旧跡仏縁による故にや、当村之^(三)定助仏門之心発シ、其上観音尊の御夢想ありて、文政十二年^(三)□月上旬之頃、鴟窟え陸より参詣の道ヲ開下り、難場ゆへ上ニ小堂を建立して、岩屋の釈迦如來尊・観音尊并弁財天尊此堂ニ奉安置、老子の参詣に安からしめん事を願ふ、信へし／＼

文政十二晩春下旬

五味甚左衛門

敬書

演弘

(真鶴 五味源太郎氏蔵)

鵲窟のなかに安置されていた釈迦如来尊と観音尊、弁財天尊の三尊像を移転するにあたって、そのいわれを真鶴村の名主五味甚左衛門演弘が書き留めたものである。鵲窟は湊内から離れた海岸を背負う場所にあり、そこには舟でしか行けないという難所であったため、信心深い定助という村人が、観音尊の夢のおつげによって、窟の上に小堂を建てて三尊像を移し、陸よりの道を開いて参詣の便宜をはかったという。また、この三尊像のなかではとくに、鵲窟のなかで修行を重ねた即往という法師(御手船叶丸の元船頭久五郎)にまつわる釈迦如来尊安置のいわれについての記述が詳しい。

(年未詳) 伊豆名跡志 卷之七

(表紙) 天保二年

伊豆名跡志 卷之七

卯正月吉日写

来宮大明神

此処の惣社来ノ宮大明神の縁記ヲ尋ルに、むかし唐木を以造りたる無人の小船、南海ニゆられて此浦ニ漂岸につく、浦の男女奇異のおもひをなし、あやしミ

窺^{ウカ}之、東帯^(束カ)にして冠^{カシマ}を頂^{イデ}給^カふ尊体有、其外冠ヲ

頂キ宮人と覚しき像十余体、地藏菩薩の立像一体并三悪四趣地獄顛倒の有様を、五色の糸を以織^{オリ}うかべたる

大服のかけ物一服、同船中ニ積のせたり、抑々何国いか成所より来らせ給ふ事を不知、先此浦に取揚奉新社

を営作して深神殿に納奉り、来ノ宮大明神と尊者也、今沖の宮是也、件の尊体をのせ奉船を以拝殿ニ置事、

洛陽ニて貴船の宮のことなりしか、唐木のめづらしきを以いつとなく削^シり去盗取ル事数百年にして、終に失

ければ、後人其寸法ニ不違新艘を造りけり、今の船即是也

清冷山常泉寺

清冷山常泉寺は曾洞宗ノ法窟也、常泉寺の本尊ハ来の

宮御同船の地藏菩薩、御長三尺五寸の尊像、シカモ立像にて御座、同四趣三惡の懸物一服モ奉納、当寺今年に至まで毎年七月十五日令開帳之者也、愚按ル、此浦に揚らせ給ふ尊体辱クモ閻魔王并ニ十大冥王の像可成、態其像日本の作ニ不異、呼為神為仏和光の方便門に下らせ給ふ事、遙の他方より飛來らせ、末世難漫ノの衆生を救ヒ給ふ事筆紙のおよぶ処にあらず、太子伝ニ曰、

春日四所大明神三ノ御殿ハ天津児屋命称、本地は地藏菩薩尊也、故ニ春日尊託宣ニ曰、明神帰依の輩若惡果を可成者ハ、春日の山の下ニ別ニ地獄を構えて、他方の地獄に墮給ハす、本地地藏菩薩毎月晨朝に瀉水をあたへ、飢渴を除て離の時を待給フト云、最此説清冷常泉ニ府合して、地藏菩薩の靈地疑ラ事なかれ云

鴨ヶ岩屋

此処鴨ヶ岩屋は頼朝卿の旧跡也、真鶴の人家より三町

程右の方磯にある岩屋也、奥え二間余、横え四間半程、高サ丈余、浪ハ常に穴口ニ入、船ニあらされハ不能、行事、尤浜ニちかしといへとも穴ハかくれて陸にて見へず、内ニ石仏の觀音尊有、先年風外道人此所ニ來り、以ニ白粉ニ彼岩屋の記を書給ヘトモ、文字岩ニ居兼、浪風にあれて今ハ文字もさだかならず、其來由を尋ルに、治承四年八月下旬、源頼朝卿義兵を相州石橋山ニ揚給ふ所に、御陣既ニ敗、杉山にかくれ給、あやうきを遁れて小道の難を凌キ、又杉山ニ立かへり、箱根山にかくれて時を迂し給ヘハ、大場か三千余騎も退キ、伊東入道ハ土肥の郷を火ヲ放て一家も不殘焼払ヒ、心地よしと引退、今ハ心ニかゝる事なしと、土肥治郎を初とし、子息遠平、土屋三郎家遠、岡崎四郎義実、新開荒太郎実重・藤九郎盛長、主従七人の人々ハ安房国迄御船に召されんとて真鶴の浦につかせ給ふ処ニ、浦人あやしミ、いか成人にやと思ふ処に、土肥治郎実平浦人二・三人招よせ、是ニ渡らせ給ふハ忝も源氏の御大將源頼朝公にて御座、汝等か知ルことく石橋

山ニ御陣を取らせ、大場と合戦有し所に、味方小勢にて防^{フセキ}かたく、皆落人ニ成て分散シ、ツイニ御供^{トモ}に候^{コウツル}諸侍是まで来り、自^レ是安房国へ御渡りあるべきとの御事也、御運ひらかせ給ハ、汝等か忠節いかて見捨させ給んや、程能御船を拵^{ツツ}へ、順風にまかせよと申されければ、浦人承り、かゝる時なれハこそいやしき下臈^{ロフ}を御たのミ候へ、いかておるかに思ヒ奉ルとすてに御船を催ス所に、何者か謂^イけん、今朝未明ニ頼朝公此辺え落給ふとて、大場か残党四・五拾人土肥の郷の谷々をくまなく尋さかし候と申せば、君を始メ皆々虎口をのかれて薄氷^{ハルヒ}をふむかごとく、如何あらんと評議不定所に、真平ハ此地育^{ソダチ}の案内者なれハ、一先あの岩屋へ入奉^{ケンナンブ}儉難^{ケンナン}凌^{リョウ}かせ奉らん、急キ御船にて岩屋へ渡らせ給と申されければ、浦人承り、小船さしよせ人々をのせまいらせ、件の岩屋に入給ける、其中に年ノ程四十余りの男申けるハ、敵キ若シ山より窺見^{ヒヅル}んも計りかたしとて、茂^{シゲリ}たる青木を切て岩屋の透^{ヒヅル}間をかくして、今にも敵や来らんと二人の男ハ船にのり、急キ陸

にぞ揚りける、今一人ハ岩屋に残り君を守護シ奉ル、浪打岸^{ナミギ}岩間の影^{カゲ}にそ座シたりける、下臈^{ロフ}とハ謂^イながら、二心なき印とぞ君にも賞^{シヤウシ}給ひける

○かくて大場か残党等四・五十人真鶴の浦に追イ来り、浦人を招キて、頼朝といふ落人、郎等少シ召連此辺に来ル由、汝等つゝまず申べし、若此辺ニ可忍^{シノブ}岩屋などハなきか案内すべしと申ける、又見へ渡りたる左右の海辺をもさかすべし、船を出せと責^{セメ}けれ共、折節西風^{ヘケシヨウ}烈^{レツ}大浪岸を洗へば、船に可乗やうもなく、其中に一人進ミ出申様、向之岩ハ山先ニ出張て見へがたし、此所こそ不しんなれ、いさや尋よと、者共自是上レと皆々岩屋の上へそ急キける、大勢腹^{ハツ}ばいに成て岩屋の内を窺イけるが、不思議や鴨^{ナリ}といふ小鳥四・五十羽岩屋の中より郡^群出、羽風鳴^{ナリ}渡りけれハ、扱ハ此岩屋二人の可有やうなしと人の詞に実なし、いさやかへらんと打連相模にかへりける

○抑頼朝公は仏神御信仰の大將にて、度々靈験^{レイゲン}もあらハれ、所々の大難^{ノオホレ}を遁^ノ給ひ、終ニハ平家を追討、日本国

中を領して征夷大將軍トハ成給ふ、夫神の神たるハ人の礼に依て成、人の人たるハ神の加護に任せたりといふこと誠ニ明也、殘党来ル時ハ皆々腹を切りべく腰の刀に手をかけ、今や来ル歟南無や 正八幡、二処の大権現、三島大明神ト御観念ありしかば、俄ニ浪風急にして船の通路を止たり、軍兵山に登り既ニあやふく見へけれハ、鴨郡出ければ、人はなぎぞと退ス、人々夢の覚メたるに不異籠島網代の難を遁レ出させ給ふこそ、ひとへに伊豆・箱根・三島大明神の御利証ト拝せさせ給ふ事理也、其日ハ岩屋にまし／＼暮ヲ待せ給ふ

真鶴三名字

○陸に有合浦人ハ後難如何あるべきと氣も魂も消果しが、敵退今こそ子細あらしとて食物認メまいらせんと、あやしき小船ニ取乗て急キ供御をぞ参らす、君も今ハ御安堵の体なれハ、御食も進セ給ひけれバ、御機嫌の余りに三人の浦人に問わせ給ひ候やう、汝等に

姓名ありやと仰せけれハ、賤下臍の身なれバ名字も伝へ候ハずとなん申ける、君仰けるハ、前に青木を切て岩屋の防キとせし男ハ何といふぞ、新兵衛とこたへける、然ハ今より汝ハ青木新兵衛と可申候、又只今我に赤飯ヲ与へたる男ハ何といふぞ、伊右衛門と申ける、謂与所時と謂、汝カ赤飯甘露共覚エたり、醍醐味といふも是なるへし、然ハ則汝ヲ醐味伊右衛門と申べし、又問せ給ふ様、汝に常紋ハありやと思へ共、此丸盆に柏の葉を打ちかへ、其上に赤飯を盛たれハ、其形橋に似り、自レ今汝常紋丸の内に橋を可用、今一人岩屋に止たる者ハ何と言ぞ、我等ハ此所久しき物丹後といふ者ニ候、汝一人止ル事神妙也、われを守護する功あれば守丹後と申べしと仰られけれハ、岡崎四郎が申さるゝ様、守の一字ハ平人の守にきこへ候半、御の一字を御免被下、御守丹後と申ていかゝあるべく候やらんと被申けれハ、君実と仰られて御守丹後となし下さる、今の世に至ル迄真鶴の三名字と申て、其後胤今に伝り相続ス、此説軍書等ニハもれたり、いま又三家の伝を

以記之者也

○其日も漸々暮けれハ、岩屋を出し奉賤^シが伏戸え入参らせ、夜半風静なれば既^ハ纜^ハを解て順風に帆を揚、安房

ノ国の御渡海御運の強キ大将と思ハぬ人ぞなかりけり
○東鑑九月二日ノ説曰、御台所自伊豆山秋戸の郷ニ迂^ウり

給ひ、君の安否を知り給ハず悲涙に漂^タハせ給ふ所に、

今日土肥弥太郎遠平を御使として真鶴か崎え参着す、

石橋以来の分野こま^{アリサマ}と申上、真鶴か崎より御乗船

の様子迄具ニ聞召れ、御台所悦^{セツル}涙にむせはせ給ひ、

悲と喜との計会也、八重のしほぢの御おもひ、安房や

上総の御味方いかゞあらんやと思しめし煩らせ給ひ、

古歌なとを思召出されて

思ふことひとつ叶ハハふたつます

三つ四つ五つむつかしの世や

○文明年中、北条左京太夫氏綱公鴉か岩屋に入らせ給

ひ、むかしの事共思しめしやられけるとかや、享保十^(一七二六)

一丙午の秋、伊豆の国一見のため順行の節、此浦の住

人音都といふ座頭の坊に三宿して、わりなき情ニあふ

て、翌日彼ノ岩屋に入て見侍るに、上座の方に一段高

キ処あり、爰にてそ君頼朝公や御座すらん、此所に土

肥殿、次ニ岡崎の四郎殿や座せられん、夫より段々並

居給ふらん、むかしをうつして今見る様に思ハれけ

り、星霜既ニ六百歳、頼朝公の御武運此岩屋にぞ残り

けり

笹見ヶ浦

笹見ヶ浦ハ東浦海辺ニあり、日蓮の旧跡也、日蓮ハ法

華経の以題目欲普弘通て、念仏ハ無間業、禪宗ハ天魔

の障碍也、真言ハ亡国媒、律僧ハ遊民ニして国賊なり

と、諸宗破却て曰、是等の宗旨ハ尔に前の法門ニして

成仏道の法にあらず、唯此法華二十八品 如来ノ真実

猶大乘法門龍女頓成仏シ、諸天王納受まし^(利カ)一切衆

生出世の本懷寂光淨到に至者、唯此南無明法蓮經ナ^(華脱)

り、如来四千余年の法門都テ戲論にして、小児の啼を

すかすか如し、誠に成仏の法にハ斯平ノ時頼無益の邪

法を信じ給ふか故、諸天善神怒をなし、飢饉・旱魃・

疫病・災国中に起、天下の万民愁苦にせずむ、悲哉此責に乗して蒙古競起日本を奪とられん事疑なし、是皆国主邪法を信し給ふか故なりと、安国論といふ書を作奉^ニ時頼公、依之死罪たるべきをなだめられ、伊豆国住人伊東八郎左衛門尉に預ケ給へ、近隣の笹見浦迂ニ置たりければ、四・五日か問題目三昧ニして居られしか、此処より脇ノ富津といふ浦に船守弥三郎と言者有、説之発信あはれ法衆生のために身命をおし給へす、かくうき目ニ逢ひ給ふ、いたわしやと我屋にいざない入まいらせ、三十余日ぞ養ひける

宮戸大城

源頼朝公、伊藤入道か^{イキドツリ}憤深キを以其後北条カ館にいらせ給ひける、然ルに時政に娘二人あり、頼朝公姉の政子に嫁し給ひ、北条か^カ賀になり給へば、近隣の諸侍兵衛佐殿へ心を通する者多シとかや、今一人の妹ハ顔色世に越たれハ、武蔵国稲毛三郎重成か^ニ恋わびたる妻女なりしか、心地なやみ医療寸効なく、建久六年七月^{一九五}

終ニ卒去畢、兵衛佐殿^{ツラ}債^ク世間の有様を聞給ふに、平相国清盛入道専誘^{ホカリシヤシニ}奢侈^ニ、安德天皇ヲ孫に愛シ、其身大政大臣に経上り、一門官録を恣ま^ニに行跡政道に私をかまへ、天子を蔑にし奉り、愛^シ随^レ己倭人、逆則・公卿・天上人に至まで遠島せしむること、是亦平家運命の傾ク処天下に恨起り、万民是ヲ疎御らんや、我源氏の統領として此時平氏を可討ニ当れりと、北条時政に蜜談^密して奥伊豆の宮ケ原究竟の要害なり、此処ニ安居して謀をなすへき事、是第一也、二ニハ倭人平家へ訴エ発兵我ヲ責ル時、国中の要害過ル之ニ所なしとて頼朝公此処ニ住給ふ、之ヲ号ニ大城^ニ者也

山の口ニハ狩野茂光、柿木の城にひかへて加藤次兄弟に心を合、田方ニハ北条一族堅ク守ひかへたり、西方仁科ヲ大手ニ当テたれば、たとへ数万の敵来ル共一騎打の難所ナリ、さしあたる大敵ハ伊藤入道祐親也

其二

当国宮ケ原ノ窺^ニ大城を、かゝる所に要害有とハ天狗

尊ならでハ知りかたし、地形狹^{セバ}して小城なる所を、今号ニ大城^ト謂あるに似り、三方ハ山高ク聳^{ツビ}て大木の生イ茂ルこと稲麻^マ竹^{タケ}囲^イのことし、二百年以前までハ仁科山ニも大木茂レリ、鳥ならでハ通ふ者あらしとかや、南の山の流れに口を開キ、一方口にして仁科ニ通ス、仁科より大城迄行程二里の間、山合の大河岸を伝ハリて外ニ道なし、唯一騎うちの難所にして、人馬并ヒ行事不能也

天保二年卯三月かり置キ

豆州内浦久連村

天保四癸巳年

渡辺忠助と申人

二月九日写之

持参也

(真鶴 五味源太郎氏蔵)

後書きによれば、この「伊豆名跡志 卷之七」は、豆州内浦久連村（現静岡県沼津市）の渡辺忠助という人物から天保二年（一八三一）に借りて、同四年に筆写したものであるという。筆者・成立年代・巻数などすべて不明であるが、文中に、石橋山の合戦から「星霜既ニ六百歳」という記述があることから、一七八〇年ころ、すなわち安永〜天明期ころの成

立と思われる。この卷之七では、貴宮大明神、常泉寺、鵜窟、真鶴三名字といった真鶴村に関する記述が大部分を占めており、同村における名跡・伝承のひとつの集大成として興味深い内容となっている。

第三節 生活の諸相

154
(一七四)
寛保二年五月

綱長繩与七郎と称宜重次郎との宮前

借地出入につき当座覚

当座覚

一、我等共儀、先親方弥三兵衛より私迄三代ニ罷成、跡々預り支配致御浦請負仕漁いたし罷有候、居屋鋪之義先年より御公儀様御地にて手前支配と奉存罷有候、尤こやし之義前々より称宜万次郎殿にて支配致取り申候処ニ、近年浦方不漁ニ付、とせ^(渡世)い難統キ難義仕候ニ付、先年より有り来り申候さ^(業因)ゑん之外、少々畑預り作致申候、手前ニてもこやし少々遣、其外こやし之義ハ不残万次郎殿方にて遣申候、就夫此度万次郎殿より納屋居屋鋪之義、宮地四畝拾八歩之畑ニ御座候様ニ被申候、尤東納屋之内一間通り井戸之分ハ万次郎殿地にて、毎年壹貫四百文ツ、地代相済シ申候、其後五年以前万次郎殿被参、藏屋鋪式尺五寸通り万次郎殿地蔵之

内へ入申様ニ其節被申候、右為地代とこやし取候様ニ自分と被申候、八十二才ニ罷成申候親仁御座候へ共、当四月十九日ニ相果申候、其後ニ罷成候て居屋鋪之義宮地にて御座候段、村方組合之衆・役人衆迄段々申出シ、出入ニも罷成申候

一、五月二日ニ万次郎殿ニ被頼、宿権右衛門殿御出被成候て被申候訳ハ、此間万次郎殿村方へ被出、納々^(屋カ)居屋敷之義宮地にて万次郎屋鋪ニ御座候、先年より右為地代とこやし不残取来り申候ニ、近年こやし一切くれ不申候、此義聞届ケくれ候様ニ宿権右衛門殿使にて被申候、此方より返事ニハ、こやし之義一切外へ遣し不申候、手前さ^(業因)ゑん之外ハ不残先様にて取り被申候、然共先様にてくれ不申と申セハ無是悲存候^(悲)

一、廿日ニ宿権右衛門殿御出被成候、万次郎殿出入之義、此度組合之衆内外にて取扱可申様ニ被申候、定て扱之衆明日ニも可被参候由内証にて御出候

一、廿二日ニ百姓代与次兵衛殿・才三郎殿・作十郎殿・与惣兵衛殿・留兵衛殿、右五人之衆御出被成候、此度万

次郎殿出入之義、我々共もらい取扱申度旨御申被成候、扱之衆了簡承候へハ、先年之通り万次郎方へこやし被遣、居屋鋪之義已後違乱為中間敷と相証文致相済シ可申と、右五人之衆御申被成候、然共先年より無之事、只今我々代ニ証文致申義不存御意奉存候間、何分ニも証文ハ御免被下、こやし之義前格之通り遣シ申候、此上相互ニ中よく被成被下候様ニ扱之衆へ願申候へ共、相証文請不申候へハ、合点不被成候て其日御歸り被成候

一、同廿三日ニ右扱之衆五人被参、替ル事も無之昨日申入候通り、何分ニも我々もらい請、相証文ニて双方相済シ申度旨達テ御申被成候、此方より返事ハ、何分ニも証文ハ仕間敷、殊ニ御公儀様も恐多ク、末々ニ至り我々不調法も無心元奉存候、証文無シニ御扱被下候様ニ相頼候へ共、扱之衆合点不被申、其日も帰り被申候一、同廿四日夜、内証ヲ以宿権右衛門殿・藤兵衛殿同道ニて御出被成、兩人之衆此方ひきと存内証ニて御申被下候、此間扱兩度被参候へ共御承引不被成、村方ニて

も色々と評儀仕、名主・役人共水帳之表改せんき仕申候処ニ、宮地ニ紛無御座候様ニ御申被成候事ニ候、役人衆も此方之為と思召、扱人之通り証文致相済シ候様ニ、夜中兩人之衆ハ内証ヲ以御出被成候、其上万一此度扱人之通り承引不致候ハ、万次郎ハわきニ成り、村方と出入ニ罷成候様ニ御役人衆之被仰候由、権右衛門殿具ニ御申被成候、何共我々了簡ニも及不申候へ共、時節ハ悪敷、相手ハわき成り、村方と出入ニ罷成候事千万難義ニ奉存候間、無是悲扱人之通り請申答ニ権右衛門殿へ返事仕候

一、同廿五日ニ右扱五人之衆ニ甚右衛門殿・万右衛門殿添七人被参、右之扱之通り相証文為致相済申度候、何分ニも御了簡くれ候様ニ被申候、若今日御承引不被成候ハ、我々は切ニ御座候由被申候、此方より返事ハ、何方様御了簡被れ申間敷候、しかし今日返事も成り不申候間、かんへん致候て一兩日之内御返事可申上候、一兩日御待被下候様ニと申、其日戻シ申候一、右之次第相手むかいニ御座候ハ、御公儀様御差図

ヲ請申度奉存候へ共、相手ハわき成り村方と出入ニ罷成候義、しやうはい事難義ニも罷成候事めいわくニ奉存候故、無是悲右之通り相済シ申候、尤宿権右衛門殿相頼、万一後日ニも御公儀様より居屋鋪之義ニ付御せんきも御座候ハ、我々不調法ニも成り不申様ニ、村方御役人衆より口書証文御出シ被下候様ニ相願申上候、権右衛門殿御役人衆と御相談被成候由、別て口書証文ニ及不申とて、証文相叶出不申候

一札

一、我等共儀、房州石小浦弥惣兵衛名代ニて当浦宮前浜小屋掛ケ漁いたし候所ニ、不勝手ニ付、祢宜重次郎殿中畑之内四畝拾八步居屋鋪ニ借り、納屋ヲ立罷有候、為此地代と魚こやし・居こやし・諸事こやし、右重次郎殿方之支配致来り候所ニ、猥ニ罷成候ニ付、重次郎殿方より此度吟味被致候所ニ、我等共前格之訳不存候ニ付、出入ニも可成候所ニ、村方長於百姓中御取扱被成、前格之通り諸こやし遣シ、只今迄之通り無相違住

居致候筈ニ御座候、為後日証文仍て如件

寛保二年

戊五月晦日

真名鶴村長繩請負

与七郎判

甚七判

源太郎判

真名鶴村長繩宿

組頭

孫右衛門判

与次兵衛判

才三郎判

作十郎判

留兵衛判

与三兵衛判

真名鶴村

名主

清左衛門殿

同半左衛門殿

組頭 藤兵衛殿

同 藤三郎殿

(小田原市 高野 肇氏蔵)

泉州堺(現大阪府堺市)からの出稼ぎ漁民である与七郎は、真鶴村の宮前浜に小屋掛けをして鯛長縄の請負漁をしていた。その際与七郎は、居屋敷として貴宮大明神の祢宜重次郎(万次郎)から中畑四畝一八歩を借地していたが、重次郎

がこの地は宮地であると言いだして出入りとなった。もともとの原因は、この地所の地代として渡す約束になっていた魚肥や下肥などの肥やしを与七郎が渡さないためであるという。この史料は、出入りの経過を与七郎が書き留めたものであるが、両者の出入りに際して村方からは百姓代の与次兵衛ら五人が扱い人にたち、また長縄宿からも交渉に出て、これまでもおり肥やしを重次郎に渡す旨の相証文を交わすように説得した。自分の菜園に使う以外は重次郎に渡しているとする与七郎は、これを不服としたが、このままでは村方との出入りになるという扱い人らの説得を受けて、相証文を交わすことでこの場は落着いた。「一札」は村役人に対して出した与七郎の証文であるが、この一件は延享五年（一七四八）に再燃することとなる。

155
(一七四二)

寛保二年五月

称宜重次郎との宮前借地出入につき

鯛長縄与七郎の相証文

証文之事

一、我等共儀、房州石小浦弥惣兵衛名代にて当浦宮之前浜にて小屋掛ケ漁致候所、不勝手ニ付、貴宮大明神御供

免地中畑之内四畝拾八步居屋鋪ニ借り、納屋立罷在候、為此地代漁のこやし・居こやし・諸事こやし、貴殿方之支配致被来候所、此度我等猥ニ致候て御立腹之段御吟味被致、御尤至極ニ奉存候、此以後諸事こやし猥ニ致申間敷候、若シ末々ニ至こやし猥ニ致候ハ、右地代金子にて御請取可被成候、其節少も違乱申間敷候、為後日証文仍如件

寛保三年

戊五月晦日

称宜
重次郎殿

鯛長縄請負

与七郎

長縄請負宿

孫右衛門

(真鶴 平井敏正氏蔵)

前掲の一件に関して与七郎が出した重次郎への相証文である。延享五年（一七四八）の出入りでは、前掲の村役人への証文とあわせて、この証文の有効性自体が問題となった。

(一七四八)
延享五年三月

綱長繩与七との宮前借地出入につき

祢宜重次郎の口上書

(表紙)
「安政三辰正月写之置」

証 拠 留

出入之事書印 平井数馬 「」

乍恐以口書奉願上事

一、我等所持仕来候中畑之内四畝拾八歩先祖より貸置申候、為地代諸こやし私支配ニ致来り候、先年猥ニ罷成候て村方御役人様御了簡ニて証文ニ罷成候、又寅九月より猥ニ罷成こやし一向遣し不申難儀仕候、私儀村方ヲ離レ申候得ば、こやし不自由ニ御座候、古代も左様ニて、先祖相奉契約仕候て山畑を耕作仕候、耽と存候、只今も作を商売ニ致申候所ニ、先方ニても作を致し旁々ニ付、こやし猥ニ罷成、何とも迷惑ニ奉存候、三年以来不作致至極難儀困窮仕候、御了簡ヲ奉願上候

一、先弥兵衛殿代ニは茶園六升時御座候

一、先与七郎殿代ニハ式升時作兵衛分と倍シ申候

一、当与七郎殿代ニは耄斗式升時にて彦兵衛ト倍シ申候、右畑之外彦兵衛後家之畑とも世話ニ致耕作仕候、中間衆・最寄之衆・甥子其外えも夫々ニ進セねはならんと申候、其外鯉・鮭等之わた只今ハ塩から汁之味ニ致と申候てハ遣し不申候

一、先与七代迄ハ寺えわたヲ遣して呉候様ニ被申候間、時之□計ニ遣し申候、手前茶園ニも私ニこやし所望被致候間、差図を致し雪隠より為出申候、只今ハ手前貯方々え心之儘ニ遣シ申候

一、当与七郎殿代ニ罷成、先季無之雪隠場・はへ屋之二ヶ所を構申候、こやしヲ貯方々え遣し候

一、寛保二年与七郎殿後見甚七殿私ニ相談有之候ニハ、御代官様より作を致可然御意被成候ニ付、作ヲ可致申候、作場倍シ候は我等迷惑ニ存候、大切之畑ヲせばめ、並地代御年貫ニ諸こやしヲ取ル宛ニて雪隠ヲ立渡し、ロヲ三口ニ致諸こやし支配致来り候と申候へば、甚七殿夫ハ格別之儀と、我等屋敷ハ御浦屋敷ニて御朱印御座候と申候、こやし之儀ハ先々ハ手前入不申

故、只呉置と申候、時節柄私も作ヲ致故、いこやし少しも遣ひ候事成り不申と申候、左様候てハ難差置存候、然ハ御役人様え吟味願申候と申候て甚七殿ニ答候得ハ、甚七殿其儀ハ心任セニ可被成と申候間、夫故請人孫右衛門様へ参り右之訳ケ具ニ申和談ヲ頼入申候、其以後も度々参り候て色々と和談之御世話ヲ頼入候へと、一向埒明不申、無是非村役人衆え段々奉願上候、願之筋御取上ケ被下候て、御百性代其外百性中取扱にて諸事御吟味被遊、其故にて証文ニ罷成難有次第ニ奉存候

一、弥兵衛殿代ニは百人程之暮にて、先与七郎殿迄も凡七拾人程にて暮申候、只今与七郎殿繁昌ニ御座候ても手元ニハ三十人内外ニ御座候、居こやし減水致候、前々は囲イ船之古キ筈^(善)・蒔迄も支配仕候、只今無其儀候、証文ニ為致候後竹木等ヲ追々仕立、諸こやし仕候、尤も諸こやし猥ニ相成候事は孫次郎態^(能)ク存知申候、口上にて委細可申上候

一、寛保二年戊ノ五月晦日ニ御証文ヲ上ケ、其故手前有徳

任權威ニ私ヲ見賜、御証文を用不申候て、延享三年寅ノ九月よりこやし少しも遣し不申及難儀候

一、御上御存知之通、餌船ヲ出し、むろ夥敷取上候節も有之候得共、拙子え相渡し手前ニは纔宛切^(マツ)嘯仕候、こやし大分之様ニ聞え申候ても、与七郎殿始メ是ハ入と申、其外之衆も遣ス事ならじと申、何之無訳ケも一向遣し不申故、私より以人を其許入用ニ候へば取り申間敷敷と答イ申候、先様にてはこやしヲ不取跡ヲ六ヶ敷言ては申遣し候

一、暮方納屋手代闇敷紛^(さわがし)ニ庭迄参乍立こやしをとらしやれ如何致し被為候哉、態^(能)クこやし御座候と申候、私成程と申候、翌日人を立、与七殿を呼申候所参り不申、三度程人遣し申候ても不参、初メハ隙さへと申遣し、二度めニは闇敷杯と申遣し、一向会釈不申候、私義も余馴心にて先様申分ケ有之候ハ、其分ニも可致と存知候所へ如此之次第ニ御座候、先様にてはこやし大分取り候様ニ世間え風聞致し候て偽ニ御座候、どれやります、とられませぬなと申皆偽にて御座候、諸こやし

と申内夫は昔之事、当代ハむろ之わた迄御座候、外心儘ニ致申候、五年も三年も魚こやし無之節多ク御座候、沢山ニ御座候事至て稀ニ御座候、不足成ル時々多ク御座候分と申て、少しニても不足之了簡ニて相談不仕候

一、孫右衛門様御出被成、証文を被控候欺披見致し度と被申候ゆヘニ、右証文ハ清左衛門様へ納り居と申候、其後も御出被成、其地代金子ニも何程ニてかし可被置と御意被成候、其儀ハ皆々様之御了簡ものニて御座候、こやし之積りニてハ如何御座候と申上候、兎角和談之御相談ヲ頼上候と申候、少も和談可被致心得は見え不申候

一、加判之衆中御手前ニて御出被成候て扱之御世話被成候、二度めニは御役人様方之御差図ニても被仰候、三度めニは御出被成候て、先様え扱之筋御相談被成候ても聊敷承知無之候よし、仍之我々之相談ニは難及と申候て、私方へも届ケ被成候、拙子親々代癸ノ未ノ年、^(尻カ)東納屋之居究井戸地を懸ケ、式間半ニ拾式間貸置申候

て、此為地代錢壹貫四百文ツ、取来り候、後代之ためも御座候間、証文ニ罷成候様ニ被遊可被下候、下拙輕キ共只今大屋ニ御座候、旅人之様ニは無之候と馬鹿ニ致し居会积不申、四方之外聞実儀共ニ一分も立不申、ケ様之仁ニ商買相手難儀ニ奉存候、御了簡之程奉願上候、御上様以御慈悲願之通被仰被下候ハ、難有奉存候、以上

一、文字書認メ様之誤り又は行届キ不申候所ハ御加筆可被下候、何条書落候所ハ口上ニて可申上候、御慈悲御取^(優カ)誘之御了簡奉願上候、以上

^(延享五年)辰三月十一日

称宜
重次郎

清左衛門様
半左衛門様
藤三郎様
藤兵衛様
孫右衛門様

一札

一、此度私儀、鯛長縄御請負与七殿と出入ケ敷義申出し、
御上沙汰ニも相成り可申候所ニ、各々様御取扱にて内
分ニ相済被下忝奉存候、然ル上ハ相互ニ前々之通り堅
ク相守り、重て少も異論申間敷候、此以後出入ケ間敷
義申出し候ハ、如何様之趣置ニも御申付可被成候、
為後日一札如件

(二七四九)
寛延二年巳ノ二月

右之通之証文にて相済申候、依之差上申候、以上

楠田小忠太様

瀬戸与次左衛門様

(真鶴 平井敏正氏蔵)

宮前の借地に関する与七郎と重次郎の出入りは、相証文を
交わすことで落着いたはずであったが(史料15)、延享三年
(一七四六)の九月から与七郎が肥やしを渡さなくなったと
して再び出入りとなった。この「証拠留」の前半部は、藩当
局へ提出する予定の重次郎の口上書であるが、提出前に村役
人に見せて検討を求めている。この口上書によれば、与七郎

は大勢の人を使って漁をしており、それが大量の下肥の供給
源となること、また漁にともなう魚肥が当時一般の村々にも
浸透してきて貴重なものであったことからすれば、肥やしを
めぐる両者の出入りには単なる自家や近辺への消費にとどま
らず、それ自体が商品としての価値を持っていたことも考え
られるが、この点については今後検討が必要であろう。な
お、史料の後半部は内済の成立(次掲史料)を受けて、藩当
局に提出した証文の雛形である。

157 (二七四九)
寛延二年三月

鯛長縄与七と祢宜重次郎との宮前借

地出入につき済口証文

済口証文之事¹

一、拙者共両人地所之儀ニ付及争論、内分にて難相済御座
候ニ付、長縄請負与七方より御願指上申候趣

二、私儀、三代以前より真鶴村宮前納屋相建、鯛長縄并御
菜運上御請負仕、百年余住居仕来候、右住居仕候屋鋪
之儀、表通拾八間、裏通り拾八間、東通り拾三間、西
拾五間にて御座候、右之内来納屋立置申候裏通り之内
(東カ)

溝より内老間ニ長拾三間井戸迄祢宜十治郎地之由、先
 年より為地代錢老貫四百文ツ、毎年重治郎方え遣申
 候、又屋敷南西表通り長拾老間半、横三間之下々畑老
 畝五歩御年貢地にて御座候、是ハ先年真鶴村御百姓板
 屋^(九)□郎兵衛殿と申者所持仕候を私買取申候、此外ニ何
 れニも只今迄地代差出申候儀無御座候、右申上候通り
 ニて数年住居仕来申候処、七年以前十治郎申候ハ、宮
 免中畑四畝拾八歩迄地外ニ無之候故、私住居之地宮免
 ニ候を借来候と申候、尤私住居之地野地を切開キ申御
 上之地にて御座候哉、又八十治郎申通宮免にて御座候
 哉、百年以前之儀にて書物等も無御座候、申伝も承り
 不申候、何れ共了簡難仕御座候故、御上様え申上、御
 差図次第ニ可仕旨申上候得は、名主清左衛門、諸役人
 中并御百姓中迄も別て写之通り

一札

一、我等儀、房州石小浦弥惣兵衛名代にて当浦宮前浜ニ小
 屋掛ケ漁致し候所、不勝手ニ付、祢宜十治郎殿え中畑

之内四畝拾八歩居屋敷ニ借り、納屋ヲ立罷有候、為此
 地代魚こやし・居こやし・諸事こやし、右十治郎殿方
 之支配致来り候所ニ、猥ニ罷成候ニ付、十次郎殿方よ
 り今度吟味被致候所、我等共前格之誤不存候ニ付、出
 入ニも可成候処、村方長ハ百姓中御取扱被成、前格之
 通り諸こやし遣、只今迄之通り無相違住居致候筈ニ御
 座候、為後日証文仍て如件

(一七四二)
 寛保二年戊五月晦日

綱長繩請負

与七郎

仲間 甚七

真鶴村

同 源太郎

名主

清左衛門殿

真鶴村長繩宿

同

半左衛門殿

組頭 孫右衛門

組頭

藤兵衛殿

扱人 与次兵衛

同

藤三郎殿

同 才三郎

同 作十郎

同 留兵衛

同 与惣兵衛

一、相証文致候様ニ御百姓衆与次兵衛・才三郎・作十郎・与惣兵衛・留兵衛、右五人私方え罷越申候得共、右申上候通り不分明之儀ニ付難儀ニ奉存候、相証文仕間敷段申候得共、達て致候様ニと之儀、殊ニ村役人并御百姓中被申候由、又候組頭権右衛門・藤兵衛同道にて私方え参申聞候へ、右五人之者申候通り相証文致不申候へ、御水帳致持参小田原表え罷出可申上候之段、名主清左衛門被申候間、右扱之通相証文致候様ニ権右衛門・藤兵衛被申候間、無是悲相証文仕候、此節迄魚肥前々より宿其外附合之方え遣シ申候所ニ、彼是と申、私難儀仕候、其以後三年以前より何れニも借地と十治郎方より右扱之者え申候ニ付、其節も私難儀仕候得共、他所之儀ニ御座候得へ、所之衆中おもわく御座候ては迷惑ニ奉存候故、扱之衆中え菟角前々之通取扱被下候様ニと相願候得共、十治郎得心不仕、近頃ニ罷成扱之者も相離レ、当月五日私宿組頭権右衛門方え十治郎罷越、私ニ家を崩シ立退候様権右衛門を以申越候、右申上候通り私儀百年以来住居仕候処ニ、只今ニ立退

候儀難儀至極ニ奉存候、只今迄之通り御請負相続仕、住居ニ相離レ不申候様ニ奉願上候ニ付、御名主・組頭衆御代官様え被召寄御尋被遊、重て絵図仕、御名主・組頭衆、祢宜十治郎被召連御出被成候様ニ被仰付有之候由にて、二月廿九日被召出、絵図并御水帳にて論地御吟味被遊候処、絵図面・御水帳にてハ難相分り御座候ニ付、地所御見分御改之上にて何れとも可仰付之段被仰渡候、依之福浦村御名主浦右衛門殿、当村御名主・組頭衆兩人え被仰聞候へ、右之通り兩人之爭論故、御見分之段被仰渡候、左様相成り候ては困窮之村方猶々可及難儀候得へ、各様方御取扱可被下候間、先達て指出申候与七願書先御願下可申旨被仰聞候故、此段御手代柳川織右衛門殿え御願申上候処、早速御願下被下、依之各々様方え取扱被下候へ、寛保二年之取替シ証文御代官様にて御吟味之節、与七屋敷之儀十次郎中畑之内と申儀、御水帳御吟味被成候処、中畑四畝拾八歩宮免と計御座候て、小名付無之候を何之証拠を以与七屋敷を宮免とハ相究、相証文為致候哉と御尋被

成候処、外ニ地所不相見候故、申伝を以定て与七屋敷
 ニて可有御座と計奉存、相証文為致候と御役人衆中被
 仰上候故、然ハ此証文も御取用難被成候間、弥地所御
 改可被成之段被仰渡候得ハ、右之証文有之候とて十
 治郎証拠ハ不相立候間、此証文相類シ一切前々之儀ニ
 不相拘、此以後与七方之肥之儀、与七少々手作入用分
 ハ相遣イ、其外残り之分ハ十治郎方え指遣シ、且只今
 迄毎年老貫四百文ツ、為地代十治郎方え指遣シ申候地
 所、与七方よりハ裏通り内溝より内壱間ニ長十三間井
 戸迄と申之、十次郎方よりハ巾式間半、外雨だれ長拾
 貳間と申之、又借証文等も無之、何れニも難片付候得
 ハ、准次方十分ニ相構、只今迄之通り毎年老貫四百文
 ツ、与七方より十次郎方ニ指遣、准次方此以後無覆^假職
 致申候様御扱被下、拙者共兩人得心仕、御取扱之通り
 堅相守異論仕間敷候、此以後右御取扱ニ違イ候儀御座
 候ハ、其節御上様え被仰上如何様ニも可被仰付候、
 此度之儀各々様方御取扱を以御済被下忝奉存候、依之
 為後日為済口証文仍て如件

寛延二年

鯛長繩請負

巳三月

与 七印

福浦村御名主

称宜 十次 郎印

浦右衛門殿

真鶴村

御名主 清左衛門殿

同 半左衛門殿

組頭 藤兵衛殿

同 藤三郎殿

孫右衛門殿

右之通りニて相済申候間、写仕指上申候、且寛保戊二年
 私共取扱ニて仕らせ申候相証文之儀、野地ニ御座候哉、
 宮免ニて御座候哉、不分明之儀を相証文仕らせ候段、私
 共不心付之段可申上様も無御座、迷惑至極仕候、依之此
 度右之通相証文相類させ申候間、私共不調法之段幾重ニ
 も御免被下置候様ニ被仰上可被下候、此段奉願上候、以
 上

寛延二年

真鶴村

巳三月

名主 清左衛門印

同 半左衛門印
組頭 藤 兵衛印
同 藤 三郎印
同 孫右衛門印

右真鶴村名主・組頭申上候通相違無御座候間、不調法之段御免被下置候へ、私迄難有可奉願上候、以上

寛延二年

福浦村

巳三月

名主 浦右衛門印

(真鶴 平井敏正氏蔵)

1 済口証文^{すくもしょうもん} 訴訟の当事者間で内済(和解)が成立したことを受けて、原告と被告の双方が連署して内済の内容を記して領主側に提出した証文。内済証文。
2 宮免^{みやめん} 神社に附属したものとして年貢を免除された土地。

宮前の借地に関する与七(与七郎)と重次郎の出入りについては、訴状が提出されたことを受けて、代官が吟味にあたった。ここでは借地が宮免にあたるか否かが最大の争点となり、絵図や水帳によって取り調べが行われたが、宮免と特定するには至らず、したがって寛保二年(一七四二)の相証文

も不当とされた。そこで相証文を反故としたうえで、改めて与七の肥やしについては、手作りに必要な分を除いて残りを重次郎に渡すこととされた。さらに、もう一つの争点であった、東納屋のうち重次郎からの借地の場所については、借証文がない以上特定はできないものの、これまでどおり毎年地代として一貫四〇〇文を与七が払うことで内済となった。

158

(一七九四)
寛政六年六月

尻掛浦与次兵衛雇人への暴力沙汰に

つき福浦村若者仲間よりの詫状

誤証文之事

一、此度於沖合ニ貴殿召抱之人私共不埒之及口論ニ、其上村中若者¹共一統貴殿宅ニ相集、御召抱之幸右衛門と申者打擲²いたし候義相違無之候、仍之若者共不屈之仕合、御領主様え御訴可被成旨被仰聞、御尤至極ニ存候、右公辺ニ相成候ては、私とも一統難儀仕義ニ候得^(ハカ)数度御詫仕候所、右手負人貴殿方より医薬御用被下、大体本腹^(ウ)も可有之様子ニ付、貴殿以御了問御詫之旨御承知被下忝存候、仍之此後右之義ニ付意趣ケ間鋪義一切

仕間敷候、万一心得違等有之候は、いヶ様之御取計有之候共一言之申分仕間鋪候、為後日誤証文仍て如件

寛政六寅年

福浦村若者中宿

六月

惣代 久

八印

尻懸浦

与次兵衛殿

前書之通拙者方え御届有之候ニ付、皆共吟味仕候所、不届之段少も相違無之候、仍之拙者差添御詫仕御承知有之候得は、皆共え申聞、以後意趣ケ間鋪義は致させ申間鋪候、為後日奥印仍て如件

寛政六寅六月

福浦村百姓代

庄

七印

右之通^(原空)宿老中真鶴丈左衛門・平四郎・平内等^(原空)詫ニ付

相添へ遣候、尤も百姓代其外証人・若者宿頭、其外樽着

持参相添候節^(証カ)□文之義ハ詫人へ返し遣候、仍て写シ

(真鶴 田廣義一氏藏「田廣家筆写史料」)

1 若者^{わかもの}

村内の青壮年層の男子の集団で、婚礼や祭礼に関与するとともに、村の労役や夜警・消防などの共同活動を行っ

た。若者仲間。若者組。2 打擲^{ちようちやく} 打ちたたくこと。殴ること。

福浦村(現湯河原町)の若者が、尻掛浦の与次兵衛の召し抱え人と沖合で口論したうえに、与次兵衛宅へ押し掛けて召し抱えの幸右衛門を打擲した一件に関する詫状である。文中に「若者中宿」や「若者宿頭」など、若者仲間による集団生活のための宿舎である若者宿に関する記載があり、注目される。

159 (一八〇九) 文化六年八月

藩からの拝借米代金を五味家にて代替につき真鶴村小前よりの一札

一札

一、金五拾兩也

右は当春村方困窮ニ付、小前一同申合小田原御役所様にて御延米¹御拝借被下候様各々様え御頼申候処、思召ヲ以御願被下、則御米御割渡シ被成候故、一同相凌忝存候、然処右御米代金当八月廿五日限り御上納可仕処、当秋格別之不漁にて一統致難義御返納ニ差支申候

同	忠 七 印	同	銀左衛門 印	同	平吉 印	同	要右衛門 印	同	吉五郎 印	同	熊五郎 印
同	嘉右衛門 印 後家	同	茂左衛門 印	同	定助 印	同	平權助 印	同	勘兵衛 印	同	金十郎 印
同	三之助 印	同	丈左衛門 印	同	伊惣治 印	同	權作 印	同	与七 印	同	四郎右衛門 印
同	惣吉 印	同	源四郎 印	同	又右衛門 印	同	文四郎 印	同	又四郎 印 娘くめ	同	由左衛門 印
同	角藏 印	同	八兵衛 印	同	又七 印	同	源治郎 印	同	弥左衛門 印	同	門治郎 印
同	伝藏 印	同	義兵衛 印	同	吉右衛門 印	同	惣吉 印	同	榮治郎 印	同	久左衛門 印
同	源左衛門 印	同	与七 印	同	惣三郎 印 後家	同	茂左衛門 印	同	惣兵衛 印 妹しの	同	惣七 印
同	仁平治 印	同	十治郎 印	同	太郎右衛門 印	同	清藏 印	同	惣五郎 印	同	増平 印
同	伝三郎 印	同	善吉 印	同	忠右衛門 印	同	源五郎 印	同	八曾右衛門 印	同	増五郎 印
同	喜惣次 印	同	金右衛門 印	同	忠治郎 印	同	惣兵衛 印	同	太兵衛 印	同	政七 印
同	門右衛門 印	同	増藏 印	同	増五郎 印	同	平左衛門 印	同	九右衛門 印	同	甚内 印
同	友左衛門 印	同	吉治郎 印	同	清三郎 印	同	平藏 印	同	文左衛門 印	同	源兵衛 印
同	茂平 印	同	勘左衛門 印	同	豊左衛門 印	同	権三郎 印	同	喜八 印	同	市十郎 印
同	久左衛門 印	同	茂七 印	同	伊八 印	同	喜三郎 印	同	安左衛門 印	同	勘十郎 印
同	市左衛門 印	同	嘉左衛門 印	同	奎兵衛 印	同	太郎右衛門 印	同	八右衛門 印		
同	増治郎 印	同	平右衛門 印	同	治郎兵衛 印	同	才三郎 印	同	助左衛門 印		
同	吉左衛門 印 後家	同	由右衛門 印	同	茂平次 印	当村					
同	佐左衛門 印	同	又兵衛 印	同	幾七 印	清左衛門殿					
同	奈左衛門 印	同	太郎兵衛 印	同	市左衛門 印	伊右衛門殿					

前書之通相違無御座候、万一猥ケ間敷義有之候ハ、我等共一同致吟味、各々方え少も御セ話掛申間敷候、為後日奥印いたし差出置申候、以上

当村

文化六年

已八月十三日

組頭 平 四郎 印

同 権 右衛門 印

同 清 三郎 印

百姓代 源 三郎 印

清左衛門殿

伊右衛門殿

(真鶴町教育委員会蔵)

1 延米^{ノベキ} 代金の支払いを後日に延ばす約束で買い込む米のこと。利息などを見込むために時価より高いが、転売して急場の入用にあてるために行われた。

不漁のため、小田原藩から拝借した延米の代金の返済に窮した真鶴村の小前百姓一同が、返済の肩代わりをしてもらうかわりに、村方における酒の一手売りの権限を五味家に与えることを誓ったもの。当時の真鶴村の状況をかいまみるこ

のできる史料である。

160 (一八三四)
天保五年九月 藩の検使役人より真鶴村大火の件

御尋ねにつき申上書

御尋ニ付乍恐以書附奉申上候御事

一、私共組内百姓六郎右衛門灰小屋より出火仕候段、早速村役人中より御注進奉申上候処、為御検使御両所様被成御越、右場所御改之上、出火之次第御尋ニ付、左ニ奉申上候

御儀、昨四日晩九ツ時半頃ニも御座候哉、火事と呼立し声仕候ニ付、早速罷出見請申候処、組内百姓六郎右衛門灰小屋ニ御座候ニ付、直様^(感)欠附^(感)相防之内、村役人・村内之者は不及申、隣村よりも追々欠附、種々相防呉候内、折節風烈敷、殊ニ水之手不都合之場所ニて何分手跡ニ難及、都合棟数式百廿八棟焼失仕候、右出火ニ付怪敷心当り之儀見聞及不申、且火之元之儀は兼々大切ニ仕候様、村役人中より厳敷被申付置候処、此度私共組内六郎右衛門灰小屋より出

火仕候上は、私共迄不調法至極恐入奉存候
右御尋ニ付奉申上候通少も相違無御座候、以上

天保五甲午年九月五日

真鶴村

火元百性

六郎右衛門

五人組

半次郎

権右衛門

弥平次

藤五郎

忠次郎

配島定右衛門様

井上彦太様

右火元百性六郎右衛門・五人組之者共、御尋ニ付奉申上候通り少も相違無御座候、依之私共奥印仕奉差上候、以上

天保五甲午年九月五日

真鶴村

名主

台右衛門

組頭

孫右衛門

同 茂平次

同 磯右衛門

百性代 平左衛門

(真鶴 貴船神社蔵)

九月四日の大火についての小田原藩の検使役人からの審問に、火元の六郎右衛門とその五人組が答えたものである。このなかではとくに都合二八軒が焼失したと述べている点が注目されるが、この時の大火は江戸時代に真鶴村で起こった火事のなかでも最大級のものといわれている。

161
(一八三四)
天保五年九月

天変地異につき真鶴村貴宮大明神
主の万覚帳

(表紙)
「天保五甲午九月吉日」

万之大宝恵帳

平井丹波

天保五甲午年九月五日夜八ツ時より

あけ九ツ時ニ火しづまり

一、真鶴村大火之時、東火元百姓六郎右衛門

其時東中ごろより西一どふニヤけ申候

名主

五味台 右衛門

孫 右衛門

茂 平 次

磯 右衛門

平 左衛門

百姓代

一、貴宮大明神

ヤケ申候時ハ七月七日夜九ツ半時ヤケ

神主

平井長門 守代

名主

台 右衛門

孫 右衛門

茂 平 二

磯 右衛門

百姓代

平 左衛門

(一八四八)
嘉永元戊申年五月吉日

一、貴宮大明神

ふしんでき申候

嘉永六年丑四月七日より初め

一、貴宮大明神石垣出キ

神主

平井長門 守代

名主

台 右衛門

八十右衛門

権 右衛門

茂 平 次

百姓代

藤 内

神主

井 丹 波

名主

台 右衛門

八十右衛門

孫 右衛門

富 平

丈 左衛門

百姓代

仁 平

石工

清 九 郎

同 清 八
同 兵 五 郎
同 作 兵 衛
石切惣代同 八十 吉
しん州善光寺大地しんいたし申候時ハ、三ヶ年之内ゆ
らくとゆれ申候よふうけたまはり申候

嘉永六年より七年あと

嘉永『五』^(採消)六年丑年二月二日、小田原より西ごうりへ
ん、此きんべん^(近)、大地しんいたし申候、其時村方にては
そん^(損)しなく、江ノ浦村耆人そんじ、岩村男式人女耆人そ
んじ、小田原男女共三・四人そんじ、さい方男女共式人
そんじ、門川村其時村方よりやいにて、商売耆人も出被^(不脱)
申候

う島と申石根元迄水引、よこね口より水そこにしき、石
すな共ニわなき申候、其時小田原より今きんべん^(ヤ)、そと
にて夜るひる四日あまり、そとにてこやかけにたき仕
候、地しん之儀は四日じ分迄ゆらくと申候

同年四月十七・十八日、夜るひる共大あめふり申候、小
田原より今きんべん^(ヤ)水出仕候、山西之儀もなりて久しく
水出仕候、其時村方磯ざき権次郎殿うらくみ申候て、伊
とふ^(東)之物八右衛門と申候、富八と申物之ないぎと式人共
つぶされ申候、其時男子耆人地ニうめられ候得共、其子
ほり出し候てぜんかい仕候

方角は申酉にて

是ほし様あしのはやき事、よいにて出申候

七月十八日之ころより御出申候、以上

(真鶴 平井敏正氏蔵)

貴宮大明神の神主平井丹波守が、天保五年九月五日の真鶴
村の大火をはじめとして、貴宮大明神の火災とその復旧、嘉
永六年(一八五三)二月の地震、同年四月の洪水、彗星の接
近などの災害や天変地異について書き留めた覚帳である。火
事の日時など他の史料とつきあわせて検討すべき箇所もある
が、先代の神主平井長門守の代に起こった事件から記述があ

り、これも除災や加持祈禱を業とする神主の立場から筆記されたものとして注目されよう。とくに嘉永の地震や洪水などの記述は具体的に興味深い。

安左衛門殿

立合
青木丈左衛門[㊦]

(真鶴 貴船神社蔵)

162

(一八六六)
慶応二年十二月

家屋敷・諸株を真鶴村貴宮大明神

神主譲り受けにつき取替証文

為取替置申一札之事

一、此度不思儀之縁ヲ以貴殿家屋鋪・諸株共拙者ニ被成御譲度旨、親類中ヲ以再応御申入之段具ニ承知仕、前書之家屋鋪・諸株共慥ニ御貫請可申候、然ル上は兼て御掛合之通り、安左衛門殿并同人孫女老人養育は申不及、諸事互ニ勘弁いたし可申合候、且孫女之儀は、年頃ニも及候之上ハ無相違いつれ成共縁付可申候、将亦往々家屋敷・諸株共追々盛立候とも必故障ケ間敷義申間敷候、為後日一札依て如件

慶応二寅年十二月

当人

平 井 駿 河 正[㊦]

近所

池 田 与 七 郎[㊦]

親類

橋 本 甚 七 郎[㊦]

163

(一八六七)
慶応三年九月

尻掛浦出稼ぎ久兵衛に対する国元へ

の帰村願

乍恐奉願上候口上

江戸時代には、農民の所持する土地や家屋敷などの家産や、入会権や水利権などの村方における諸権利が、その家の「株」(百姓株)として意識されていた。この株は譲渡や売買の対象ともなり、経営が困難になって破産する際は、後継者が立つまで潰れ株として処理された。これは貴宮大明神の神主平井駿河正が安左衛門の申し出を受けて、同人の家屋敷と諸株を譲り受けた際の証文である。おそらくは孫娘との二人暮らしで経営が成り立たなくなったためであろうが、譲渡の条件として、両人の養育はもとより、孫娘が年ごろになった時に縁談の世話をする事を申し合わせている点が注目される。

一、私先祖与次兵衛義、相州小田原様御領分足柄下郡真鶴村え漁師職出稼キニ参り、同所続キニ住家ヲ拵へ、尻掛浦と名付、代々国元より壱ケ年帰り出稼キ数代相続致来り、御殿様御通行之御節々御道中にて乍恐御目見致、難有仕合奉存候、然ル処当与次兵衛義及老年ニ候付、倅久兵衛と申者、右出稼相続ニ(ハハハハマ)安政五年巳三月初て右尻掛浦え罷下り、同十二月帰村致シ、又候午四月ニ罷下り、当卯年迄十ケ年之間一向帰り不申、御年貢・諸造用等一錢も登シ不申、自身も登り不申候付、家内共初メ親類中よりも帰村致候様数度書面差出シ候得共、于今登り不申候付、家内共初メ親類中誠ニ(困カ)込入申候、不時節之折柄親類中ニ世話ニ相成り、尚又所持之品等も売払日々凌ぎ方致候得共、他借銀等相嵩、此上は致方無之難儀困窮仕候、右之仕合ニ付ては御年貢等未納ニ相成り奉恐入候儀ニ御座候付、何卒一先帰村致候様、乍恐御慈悲之御取扱ヲ以、右相州足柄下郡真鶴村続キ尻掛浦え出稼与次兵衛倅久兵衛と申者え(床邊)『御』御申付被為成下候様偏ニ奉願上候、以上

慶応三年

卯九月

加茂組大崎浦与次兵衛

倅 久兵衛

本人妻

益 の

親類

嘉 平 次

同断

又 左衛門

五人組頭

利 助

庄屋

清

吉殿

(和歌山県下津町 田廣良知氏藏)

紀州大崎浦(現和歌山県下津町)の与次兵衛家は、寛永年間真鶴村の尻掛浦を開発して以来、当地で代々鰯漁を営む出稼ぎの漁民である。当代の与次兵衛の倅久兵衛も安政五年(一八五八)に初めて尻掛浦に下って以来出稼ぎ漁に従事していたが、ここ一〇年間は何度催促しても国元に帰らなかった。この願書は、このままでは困窮が募り、年貢や諸役なども未納となってしまうことを嘆いた家族や親類などが、久兵衛の帰村をとりなしてくれるように大崎浦の庄屋に願ひ出た

ものである。真鶴村への出稼ぎと故郷での生活の一面が知れて興味深い史料といえよう。